令和8年版

# 環　境　白　書

大　分　市

## はじめに



本市は、市域の約半分の面積を森林が占めており、一級河川である大野川、大分川が中央部分を南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。佐賀関半島とその周辺は豊後水道に面し、天然の良港が点在するリアス式海岸となっており、景観は秀逸で日豊海岸国定公園に指定されています。こうした豊かな自然と都市が共存する優れた環境を、次世代に引き継いでいくことが私たちの役割です。

近年、温室効果ガスの増加による地球温暖化が進み、気候変動が原因と考えられる猛暑や集中豪雨といった自然災害が激甚化しております。さらに、プラスチックゴミの流出による海洋汚染、生物多様性の危機など、私たちは多岐にわたる環境課題に直面しています。

本市では、2050 年カーボンニュートラルに向けた取組をはじめ、環境保全や循環型社会の形成に向けた各種施策を展開し、目指す環境像「自然と共生する　持続可能な環境都市　おおいた」の達成に向けて、市民や市民団体、事業者の皆様と連携しながら、大分市環境基本計画に基づく取組を推進しています。

また、2026（令和 8）年 2 月には、国の脱炭素先行地域に「平時・有事における地域医療の継続性の向上」をテーマに掲げた本市の提案が選定されました。医療分野を起点とした脱炭素の取り組みを地域全体へ広げることで、市民の皆様の健康と暮らしを守りながら、持続可能な脱炭素社会の実現を目指してまいります。

この度「令和 8 年版環境白書」として、2025（令和 7）年度における本市の環境の現状と取組の実施状況をとりまとめました。本書が環境課題に対する理解と関心を深める契機となり、市民や事業者の皆様が環境保全活動に取り組む際の一助となれば幸いです。

2026（令和 8）年 10 月　　大分市長　足立　信也

### 環境保全宣言決議

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など、自然は生けとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球に住むものに調和をもたらすものである。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇など自然環境の破壊は、今や地域から地球規模に拡大し、人間の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えている。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知の証として、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくりあげていかなければならない。

そのため、健全な自然環境が、人間の営みと不可分なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー消費社会を見直し、次世代はもとより後世に禍根を残さない、リサイクル社会の形成をめざすものである。

よって我々は、地球の一市民として、住民、企業、自治体が一体となり、地球環境の保全と環境にやさしい地域づくりに取り組むことを宣言する。

以上、決議する。

平成 4 年 12 月 21 日　　大 分 市 議 会

目次

## 第１部　大分市の概況と環境行政


**第１章　大分市の概況**

大分市の概況 …… 6

**第２章　大分市の環境行政**

第１節　総合的な環境保全 …… 8

第２節　総合的な公害防止 …… 10


## 第２部　大分市の目指す環境像の達成に向けた取組


**第１章　豊かな自然　多様な生物と共にいきるまち（自然環境）**

第１節　緑・水環境など豊かな自然を守ります …… 16

第２節　生物の多様性を守ります …… 18

第３節　自然環境の保全につながる取組を推進します …… 20

**第２章　おおいたらしい風景を守り活かすまち（快適環境）**

第１節　多様な景観の形成を推進します …… 26

第２節　歴史・文化を守り、活かします …… 32

**第３章　健康な生活を確保し安心して暮らせるまち（生活環境）**

第１節　大気環境を守ります …… 36

第２節　水・土壌環境を守ります …… 47

**第４章　循環型社会の実現にみんなで取り組むまち（資源循環）**

第１節　４Ｒに取り組みます …… 60

第２節　ごみの適正処理・資源循環を推進します …… 67

**第５章　ゼロカーボンシティを実現するまち（地球環境）**

第１節　気候変動の緩和策に取り組みます …… 72

第２節　気候変動の適応策に取り組みます …… 80

第３節　事業者等と連携した取組を推進します …… 82

**第６章　みんなで環境保全に取り組むまち（環境教育・連携）**

第１節　環境教育・環境学習に取り組みます …… 86

第２節　市民・事業者・ＮＰＯ等と連携した取組を推進します …… 93

（巻末）用語の解説 …… 95

# 第 1 部

# 大分市の概況と環境行政

# 第1章

## 大分市の概況

１　位置及び地勢

２　沿革

３　人口及び世帯数

# 大分市の概況

**●位置及び地勢**




大分市は、九州の東端、瀬戸内海の西端に位置し、周辺部には高崎山、九六位山、霊山、鎧ヶ岳、樅木山などの山々が連なり市域の約半分を森林が占めるなど、豊かな緑に恵まれています。また、これらの山々を縫うように県下の二大河川である大野川と大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。その下流部には大分平野が形成されており、海岸部においては、北部沿岸海域は水深が深く、東部海岸は豊予海峡に面したリアス式海岸で天然の良港となっています。このように、本市は山、川、海が織りなす、多様で豊かな自然に恵まれています。

市域は東西が 50.8km、南北が 24.4km、面積が 502.39 ㎢となっており、市域の大部分は温暖で年間を通じて降水量の少ない「瀬戸内海気候区」に属しています。

**●沿革**

大分という地名の由来は、豊後国風土記において、広々とした美田「碩田」と名付けられ、後に「大分」と書かれるようになったことがはじめともされており、古代から現代まで、瀬戸内ルートを主幹にした「海の道」を通じて歴史を刻んだ政治、経済、文化の中心的な役割を果たしてきました。

中世・戦国時代には、キリシタン大名大友宗麟の下に隆盛を極め、最盛期には北部九州の大半を支配下に治めて、世界にも知られた全国有数の貿易都市「豊後府内」が形成されました。これに伴い、医術、音楽、演劇など日本で最初の西洋文化が大きく花開きました。

江戸時代には、府内藩の他、熊本藩、岡藩などの小藩が分立する中、独特の地域づくりが展開されました。

明治時代に入ると、近隣の町村との合併が繰り返され、1911（明治 44）年 4 月には市制が施行されました。

激動の昭和時代にあっては、太平洋戦争による戦災と混乱、そして復興を経て、高度経済成長期には、鉄鋼、石油化学、銅の精錬など重化学工業を中心に発展を遂げ、近年ではＩＴ関連企業が進出するなど様々な産業が集積しています。

交通では、日豊、久大、豊肥の鉄道 3 線や高速道路など県内外からの主要幹線道が合流しており、また、豊後水道を経由して国内外に通じる海上交通が活発であるなど、東九州における経済活動の一大拠点を担っています。

**●人口及び世帯数**

2026（令和 8）年 3 月 31 日現在の本市の住民登録人口は 469,294 人、世帯数は 235,010 世帯となっています。

# 第２章

## 大分市の環境行政

第１節　　総合的な環境保全

第２節　　総合的な公害防止

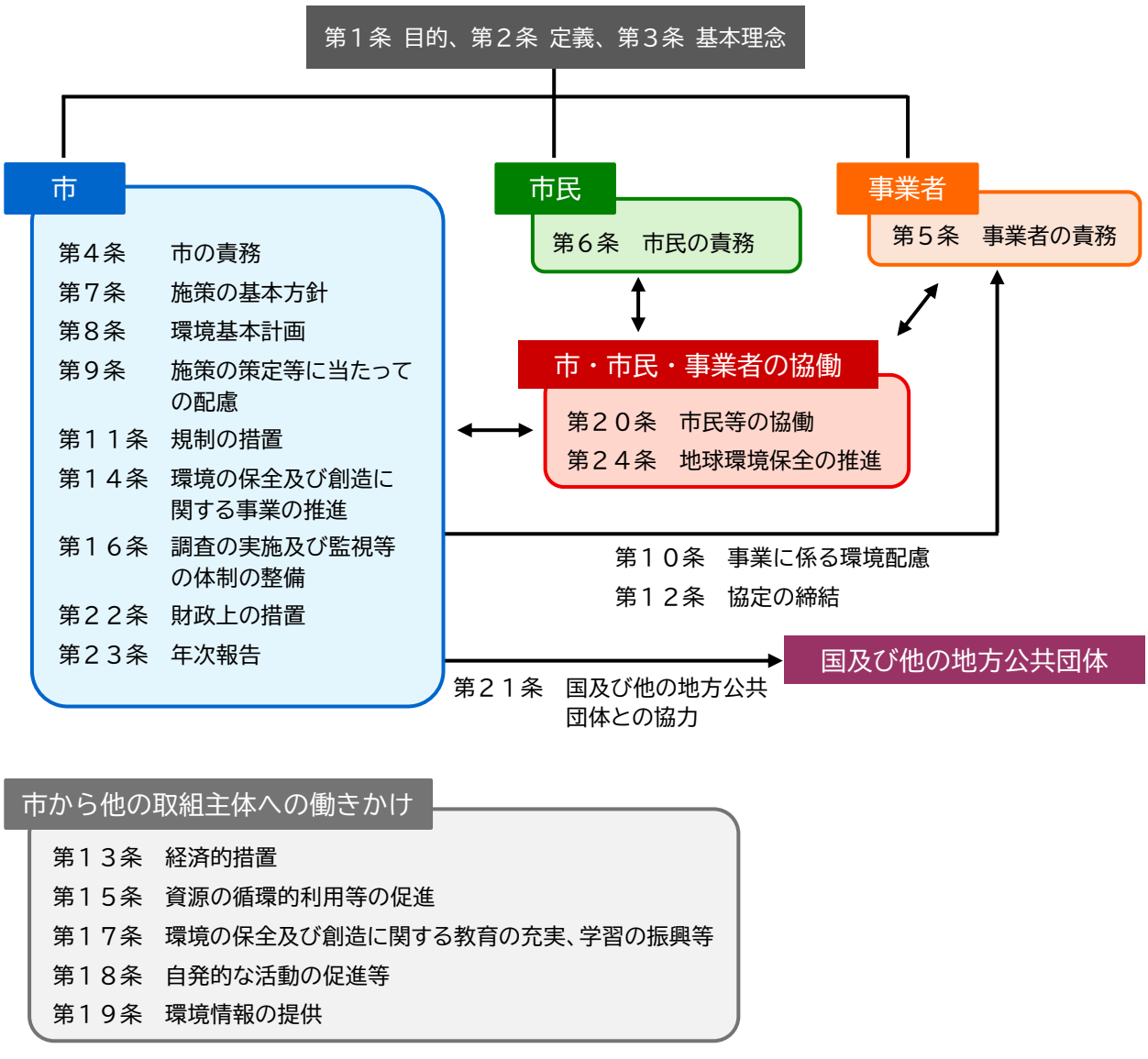
# 第１節　総合的な環境保全

**●大分市環境基本条例**

本市は、1964（昭和 39）年に新産業都市に指定されて以降、特に産業公害を未然に防止するための様々な対策に取り組んできました（資料編Ｐ5～Ｐ9 参照）。

このような中、本市では、環境の保全と創造を目的とした大分市環境基本条例［2006（平成 18）年 12 月］を制定しています（資料編Ｐ10～Ｐ13 参照）。条例では、今日的な環境問題の解決を図り、人と自然が共生し、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するため、環境の保全と創造の基本理念のもと、市、事業者、市民が主体的に、また協働して行動することや、本市の環境施策を総合的、計画的に進めていくための指針などが規定されています。

**大分市環境基本条例の体系図**



**●大分市環境基本計画**

大分市環境基本条例に基づく本計画は、市、市民、事業者、関係団体等、環境に関わるすべての主体が、理念や目標を共有し、連携・協働して環境に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本となる計画です。

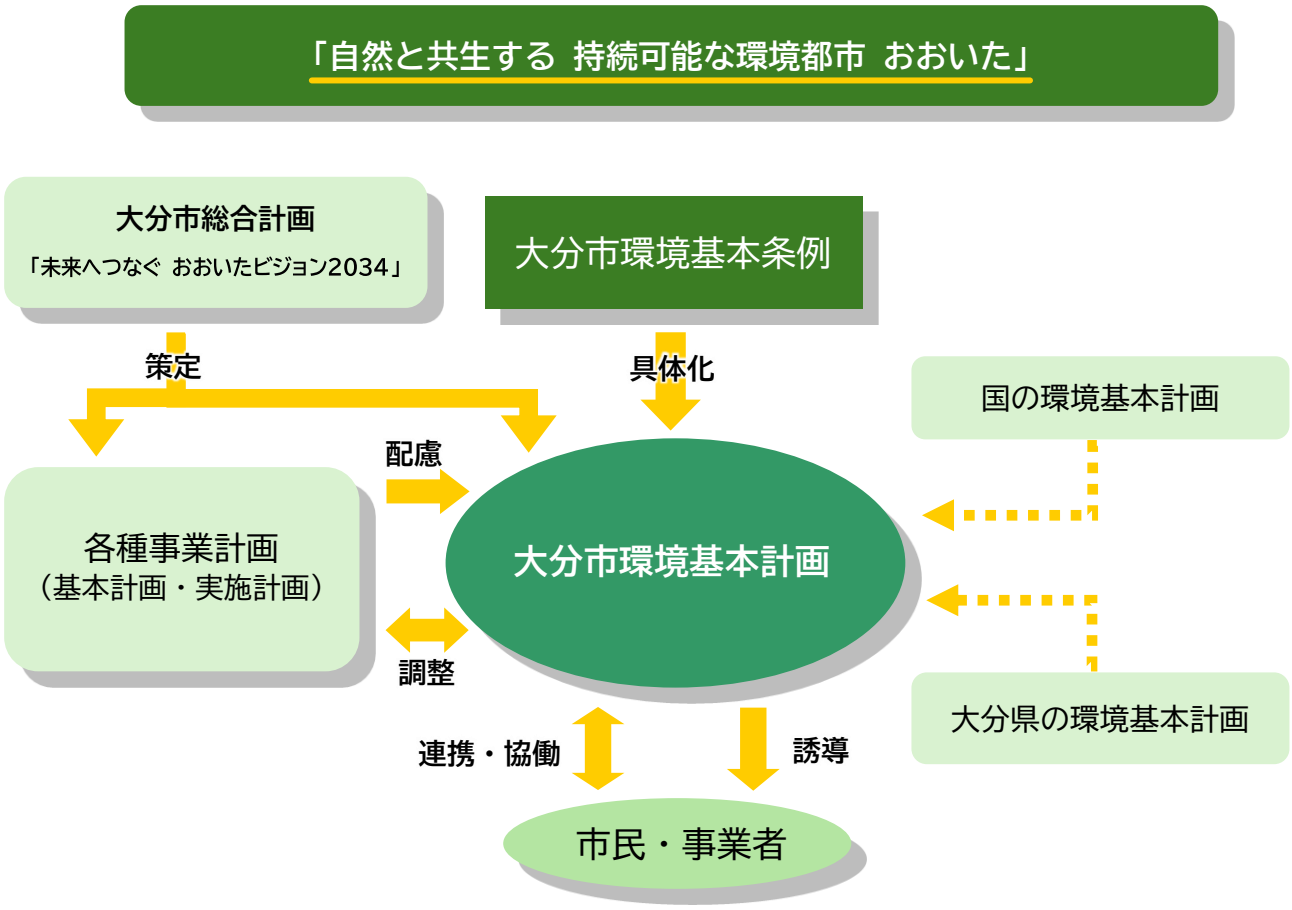
2025（令和 7）年 3 月には、市政運営の基本となる大分市総合計画「未来へつなぐ おおいたビジョン 2034（令和 7 年 3 月策定）」の環境分野の施策との整合を図り、関連する他分野の個別事業との連携も考慮しながら、第四次の「大分市環境基本計画」を策定しました。

計画の期間は、2025（令和 7）年度から 2034（令和 16）年度までとしており、計画の進捗状況等により、必要に応じて計画を見直すことにしています。

本計画では、目指す環境像である「自然と共生する　持続可能な環境都市　おおいた」を実現することを目的とし、自然環境、快適環境、生活環境、資源循環、地球環境及び環境教育・連携の 6 環境分野ごとに基本目標を設定して、市、市民、事業者が取り組む施策や環境配慮指針を具体的に示し、その実現へと誘導を図ることにしています。

計画の推進状況については、環境白書や市ホームページで公表するとともに、大分市環境審議会に報告し、意見や提言を受けながら、今後の環境施策の推進に反映します。なお、環境白書資料編では、計画に掲げる環境指標の達成状況を掲載しています（資料編 P16 資 2 参照）。

## 大分市の目指す環境像



# 第２節　総合的な公害防止

**●公害防止協定の締結による規制**

主要企業 16 社 1 グループとは、環境関係法令による規制のほかに地域の実情に即した公害防止対策を確立することにより、公害を未然に防止し、市民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、公害防止協定等を締結しています。この協定は理念等を定めた「基本協定」と「細目協定」で構成され、細目協定では、法の規制値よりも厳しい大気、水質規制等に係る協定値を定めています（資料編Ｐ19 資 3-3～Ｐ20 資 3-4 参照)。

公害防止協定等の締結状況

| 企業名 | 主な沿革 | | | 締結者 |
|---|---|---|---|---|
| クラサスケミカル株式会社<br>及びそのグループ各社 | 1968(S43). 5.25 | 覚書締結 | （昭和電工グループ） | 市・県 |
| | 1974(S49).12.16 | 協定締結 | （昭和電工株式会社及びそのグループ各社） | |
| | 2008(H20). 9.25 | 細目改定 | | |
| | 2023(R 5). 1. 1 | 地位の承継 | （昭和電工マテリアルズ株式会社） | |
| | 2023(R 5). 1. 1 | 商号変更 | （株式会社レゾナック） | |
| | 2025(R 7). 1. 1 | 地位の承継 | （クラサスケミカル株式会社） | |
| ＮＳスチレンモノマー株式会社 | 1968(S43).12.20 | 覚書締結 | （八幡化学工業株式会社） | 市・県 |
| | 1975(S50). 1.28 | 協定締結 | （新日鐵化学株式会社） | |
| | 1989(H 1). 3.14 | 細目改定 | | |
| | 2011(H23). 8. 1 | 地位の承継 | （NSスチレンモノマー株式会社） | |
| 九州電力株式会社 | 1969(S44). 3. 3 | 覚書締結 | （九州電力株式会社） | 市・県 |
| | 1983(S58). 9.16 | 協定締結 | | |
| | 2013(H25). 7.19 | 協定、細目改定 | | |
| ＥＮＥＯＳ株式会社 | 1969(S44). 3.12 | 覚書締結 | （九州石油株式会社） | 市・県 |
| | 1974(S49). 6.24 | 協定締結 | | |
| | 2004(H16). 3. 8 | 細目改定 | | |
| | 2008(H20).10. 1 | 地位の承継 | （新日本石油精製株式会社） | |
| | 2010(H22). 7. 1 | 地位の承継 | （JX日鉱日石エネルギー株式会社） | |
| | 2016(H28). 1. 1 | 商号変更 | （JXエネルギー株式会社） | |
| | 2017(H29). 4. 1 | 商号変更 | （JXTGエネルギー株式会社） | |
| | 2020(R 2). 6.22 | 商号変更 | （ENEOS株式会社） | |
| 日本製鉄株式会社 | 1969(S44).12. 5 | 覚書締結 | （富士製鉄株式会社） | 市・県 |
| | 1973(S48).10.23 | 協定締結 | （新日本製鐵株式会社） | |
| | 2012(H24).10. 1 | 商号変更 | （新日鐵住金株式会社） | |
| | 2019(H31). 4. 1 | 商号変更 | （日本製鉄株式会社） | |
| | 2022(R 4).12. 7 | 細目改定 | | |
| 株式会社ジャパンセミコンダクター及び<br>ソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社 | 1970(S45). 1.21 | 覚書締結 | （東京芝浦電気株式会社） | 市 |
| | 1983(S58). 4.30 | 協定締結 | | |
| | 1984(S59). 4. 1 | 商号変更 | （株式会社東芝） | |
| | 2016(H28). 4. 1 | 地位の承継 | （株式会社ジャパンセミコンダクター及びソニーセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社） | |
| | 2024(R 6). 8.30 | 細目改定 | | |
| 王子マテリア株式会社 | 1970(S45). 2.17 | 覚書締結 | （鶴崎パルプ株式会社） | 市・県 |
| | 1987(S62).10. 1 | 地位の承継 | （本州製紙株式会社） | |
| | 1988(S63). 3.10 | 協定締結 | | |
| | 1996(H 8).10. 1 | 地位の承継 | （王子製紙株式会社） | |
| | 2002(H14).10. 1 | 地位の承継 | （王子板紙株式会社） | |
| | 2002(H14).11.29 | 細目改定 | | |
| | 2012(H24).10. 1 | 商号変更 | （王子マテリア株式会社） | |

| | | |
|---|---|---|
| TOTOアクアテクノ株式会社 | 1970(S45). 3.17　覚書締結　（東陶機器株式会社）<br>1988(S63). 3. 1　協定締結<br>1997(H 9). 7.10　細目改定<br>2007(H19). 5.15　商号変更　（TOTO株式会社）<br>2013(H25). 4. 1　地位の承継　（TOTOアクアテクノ株式会社） | 市 |
| JX金属製錬株式会社<br>及び日本鋳銅株式会社 | 1970(S45). 5.14　覚書締結　（日本鉱業株式会社）<br>1989(H 1). 3.13　協定締結<br>1996(H 8). 6. 7　細目改定　（日鉱金属株式会社及び日本鋳銅株式会社）<br>2006(H18). 4. 1　地位の承継　（日鉱製錬株式会社及び日本鋳銅株式会社）<br>2010(H22). 4. 1　地位の承継　（パンパシフィック･カッパー株式会社及び日本鋳銅株式会社）<br>2020(R 2). 4. 1　地位の承継　（JX金属製錬株式会社及び日本鋳銅株式会社）<br>2026(R 8). 3.24　細目改定 | 市・県 |
| 住友化学株式会社 | 1973(S48). 3.31　協定締結　（住友化学工業株式会社）<br>1976(S51). 2. 3　協定、細目改定<br>2004(H16).10. 1　商号変更　（住友化学株式会社）<br>2008(H20). 9.25　細目改定 | 市・県 |
| 株式会社三井Ｅ＆Ｓ | 1980(S55).10.23　協定締結　（三井造船株式会社）<br>2018(H30). 4. 1　商号変更　（株式会社三井Ｅ＆Ｓホールディングス）<br>2023(R 5). 4. 1　商号変更　（株式会社三井Ｅ＆Ｓ） | 市・県 |
| 大分液化ガス共同備蓄株式会社 | 1985(S60). 4.26　協定締結　（大分液化ガス共同備蓄株式会社） | 市 |
| 大分キヤノン株式会社 | 2004(H16). 3.30　協定締結　（大分キヤノン株式会社）<br>2004(H16). 9.13　細目改定 | 市 |
| 大分キヤノンマテリアル株式会社 | 2006(H18). 2.16　協定締結　（大分キヤノンマテリアル株式会社） | 市 |
| 株式会社南日本造船 | 2007(H19). 3.12　環境保全協定締結　（南日本造船株式会社）<br>2018(H30). 4. 1　地位の承継　（株式会社南日本造船） | 市 |

### ●　工場における公害防止組織の整備

工場における公害の発生を防止するため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」（昭和 46 年 6 月）に基づき、製造業や電気供給業等の特定工場の設置者は、工場に公害防止統括者、公害防止管理者等で構成される公害防止組織を整備することが義務付けられています（資料編Ｐ17 資 3-1 参照）。

本市の特定工場における公害防止統括者等の選任状況は、2026（令和 8）年 3 月 31 日現在では 56 の特定工場において、公害防止統括者 49 人、公害防止主任管理者 6 人となっています（資料編Ｐ18 資 3-2 参照）。

公害防止組織の例

公害防止統括者　…工場の公害防止に関する業務を統括・管理
（工場長を想定、資格は不要）

↓

公害防止主任管理者　…公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮
（部長・課長を想定、資格が必要）

↓

公害防止管理者　…公害発生施設又は公害防止施設の点検、原材料等の検査等を実施
（施設の直接の責任者を想定、資格が必要）

（注 1）　公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者はそれぞれ代理者の選任が必要です。
（注 2）　公害防止統括者は、事業者が常時使用する従業員の総数が 20 人以下の特定工場では不要です。
（注 3）　公害防止主任管理者は、一定規模以上の特定工場に選任が義務付けられています。

## ●　環境保全資金融資制度

環境保全施設の設置及び改善又は工場等の移転等に必要な資金を中小企業者等に融資するため、環境保全資金融資制度を設けています。

制度の概要は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 対象者 | ・中小企業者又は中小企業団体であること<br>・市内に工場等を設置し、引き続き 1 年以上有していること<br>・同一事業経営 1 年以上であること<br>・現に環境保全措置を実施する必要があり、かつ、その計画が当該環境の保全のために適切なものであること　など |
| 信用保証料率 | 年 0.45%～1.9%(市が全額補給) |
| 資金用途 | ・環境保全施設の設置･改善及び工場等の移転<br>・太陽光発電装置の設置、電気自動車等の購入、ZEBの実現に寄与する施設もしくは設備、BEMS、FEMS又は業務用燃料電池等の購入<br>・PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理及びそれに伴う代替設備等の購入など |
| 融資限度額 | 1,000 万円 |
| 融資利率 | 年 1.9% |
| 融資期間 | 1 年超 10 年以内(うち据置 1 年以内) |

# 第２部

# 大分市の目指す環境像の達成に向けた取組

## 基本目標

第１章　豊かな自然　多様な生物と共にいきるまち（自然環境）

第２章　おおいたらしい風景を守り活かすまち（快適環境）

第３章　健康な生活を確保し安心して暮らせるまち（生活環境）

第４章　循環型社会の実現にみんなで取り組むまち（資源循環）

第５章　ゼロカーボンシティを実現するまち（地球環境）

第６章　みんなで環境保全に取り組むまち（環境教育・連携）

（大分市環境基本計画（第４次）第４章に沿った構成となっています）

# 第１章

## 豊かな自然　多様な生物と共にいきるまち

## （自然環境）

第１節　　緑・水環境など豊かな自然を守ります

第２節　　生物の多様性を守ります

第３節　　自然環境の保全につながる取組を推進します

# 第１節　　緑・水環境など豊かな自然を守ります

**●郷土の緑保全地区の指定**

市民等と一体となって緑豊かな都市環境の形成を図り、それによって健康で安全かつ快適な市民生活の確保及び向上に資することを目的として、大分市緑の保全及び創造に関する条例を制定しています。条例では、緑の目的（環境保全・レクリエーション・防災・景観保全）に応じて、郷土の緑保全地区の指定等を行っています。

郷土の緑保全地区　［2026(R8)年３月31日現在］

| | |
|---|---|
| 指定地区 | 20箇所 |
| 指定面積 | 825,839.74㎡ |

(注)指定箇所及び指定地番等は、公園緑地課にて随時縦覧できます



松ヶ丘団地周辺地区

**●森林整備の促進**

近年、木材として利用可能な森林は増えているものの、木材の価格変動や整備コストの増加等から森林所有者の経営意欲は衰退しており、適切な森林整備が行われていないのが現状です。このようなことから間伐や再造林に向けた植栽や下刈、シカネットの支援を行うことで効率的な木材生産を推進し、森林所有者の負担を軽減するなどの取組を通じて森林整備を促進しています。



高性能林業機械による間伐



伐採跡地の再造林現場

**●新たな担い手経営開始等支援事業**

地域農業の担い手の確保・育成を図るため、新規就農者や農業参入企業に対して栽培施設の整備や省力化機械等の導入を補助することにより、持続的に農業経営が行える経営基盤を確立するための事業を実施しています。

2025（令和７）年度は、新規就農者２名に対して農業用機械の導入を支援しました。

**●大分市ファーマーズカレッジ事業**

生産者組織と関係機関が連携し、新規就農者を受け入れる体制を構築することで、地域に根ざした担い手の確保・育成を図り、持続可能な農業の振興を目指しています。

2025（令和 7）年度は、地元で就農相談会を開催するとともに、県外で開催される就農相談会への出展などにより、57 人の相談を受け付けました。また、研修中や経営開始後に、市独自の給付金を支給するなど、就農を支援しました。

**●　多面的機能支払交付金**

農業者や地域住民等で活動組織を設立し、市街化区域外の農地、農道、水路、ため池などの維持管理などの活動を計画に定め、その計画を市が認定した場合に農業集落にある農業資源（農地、農道、水路、ため池等）の維持管理や景観形成作物の作付等の活動に対して支援しています。

2025（令和 7）年度は、11 の活動組織に交付金を交付しました。



景観形成活動の例

**●乙津川水辺の楽校（がっこう）**

国土交通省が推進する乙津川中流域にある水辺空間「乙津川水辺の楽校」では、市民の身近な自然体験の場として、野鳥や植物のほか、魚やカニ・貝などの生き物を観察することができます。

本市では、市民が快適かつ安全に利用できるよう水辺の楽校を管理し、河川愛護や自然環境保全の思想の普及を図っています。


乙津川での水生生物観察の様子

**●美しい水辺づくり事業**

環境美化・水質保全・自然保護の観点から、乙津川の「水辺の楽校」周辺を、市民に親しまれる場所にするため、毎年度 4 月から 10 月までの間、月 1 回程度、水辺の楽校周辺の土手や河川敷のごみ拾いや、カヌーを使って河川に浮遊するごみの清掃を行っています。


土手や河川敷のごみ拾い


河川の浮遊ごみの清掃

# 第２節　生物の多様性を守ります

## ●自然環境調査

自然環境に関する様々な分野の専門家からなる「大分市自然環境調査検討委員会」（2017（平成 29）年度発足）は、次のような目的のもと、専門性の高い分野の調査等に取り組んでいます。

① 身近な生き物や希少種、外来生物等の動植物の生息・生育状況を把握し、多様な自然環境の保全、里地里山や森林の維持・再生、地域の生態系の保全につなげること

② 調査当時の自然環境の現状を後世に伝えること

③ 環境変化の把握により、開発事業等の実施に際して、環境への影響を低減するための対策に役立てること

検討委員会を中心として、ＯＩＴＡ自然観察ガイド（Ｐ20）や大分市自然環境調査報告書［2017（平成 29）年 3 月改訂］の調査の結果を参考に、13 の候補地点について、特徴的な環境や植生の変化等を調査しています。

自然環境調査候補地点

| No. | 地点名称 |
|---|---|
| 1 | 高尾山自然公園 |
| 2 | 九六位山 |
| 3 | 乙津川・大在海岸 |
| 4 | 護国神社の森 |
| 5 | 大分川下流域 |
| 6 | 柞原八幡宮の森 |
| 7 | 霊山 |
| 8 | 青少年の森 |
| 9 | 七瀬川自然公園 |
| 10 | 河原内川 |
| 11 | 佐賀関 |
| 12 | 今市 |
| 13 | 下判田の水田等 |

## ●特定外来生物の防除

本来の生息、生育地以外の地域から人為的に運ばれた生物（外来種）の中で、生態系や人の生命・身体、農林水産業に深刻な被害を及ぼす恐れのあるものについては、国が「特定外来生物」に指定しています。その飼養や栽培、輸入等は、特定外来生物の防除等の措置等を定めた「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）によって規制されています。

近年、生息域の拡大や個体数の増加により特定外来生物への対応は喫緊の課題となっています。その防除については、環境省が特定外来生物ごとに、防除の目標、区域、期間及び方法等を定めた告示を行っています。

このため、本市では「大分市特定外来生物の防除に関する基本方針」［2015（平成 27）年策定、2025（令和 7）年改訂］を策定し、「大分市特定外来生物対策マニュアル」［2017（平成 29）年策定、2025（令和 7）年改訂］の具体的な手順に基づき防除を行っています。

特にアライグマについては、「大分市アライグマ防除実施計画」［2015（平成 27）年策定、2021（令和 3）年改訂］に基づき、地域住民、関係団体、行政等が協力して防除を実施しています。あわせて、アライグマの特徴や生態系に及ぼす被害などを紹介したリーフレットやポスター等を作成し、広報することで目撃情報の提供を呼びかけています。防除実施計画に基づく捕獲では、箱わなのほか、低労力で捕獲が可能な巣箱型わなを導入しています。

また、広範囲に移動するアライグマの防除を効果的に推進するため、本市を含めた近隣の 7 市 1 町が連携して、相互にアライグマの生息情報や捕獲技術、アライグマに関する知識を共有しています。



啓発ポスター

2025（令和 7）年度は、特定外来生物対策としてアライグマの捕獲を行うとともに、捕獲従事者を養成する講習会の開催や、捕獲従事者を対象とした箱わなの貸出、アライグマに関する情報提供などを行いました。有害鳥獣対策として実施した捕獲を含め、市全体で 317 頭のアライグマを捕獲しました。

アライグマ以外の特定外来生物についても、生態系に及ぼす被害などを紹介したリーフレットやポスターなどを作成し、生物被害の予防などを広報するとともに、市ホームページにおいて随時情報提供を行っています。

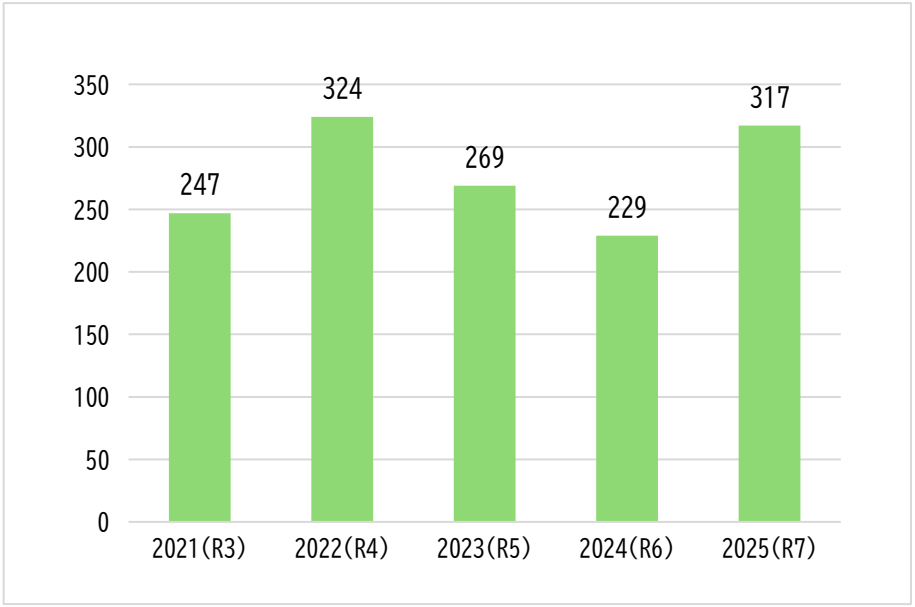


箱わな



巣箱型わな

大分市のアライグマ年間捕獲頭数　　（頭）




※環境政策課及び林業水産課における捕獲頭数の合計

# 第３節　自然環境の保全につながる取組を推進します

**●身近な自然観察会**

身近な自然環境を観察することにより、自然の大切さを認識し、自然を守り育てる意識を高めることを目的に、観察会を実施しています。

2025（令和 7)年度は、河原内河川プール周辺と高尾山自然公園で開催し、大分市の自然を楽しく学びました。

第 45 回大分市身近な自然観察会

| | |
|---|---|
| 実施日 | 2025(R7)年 9 月 13 日 |
| 場　所 | 河原内河川プール周辺 |
| 指導者 | 大分生物研究会会員 8 人 |
| 参加者 | 24 人 |



河原内河川プール周辺での自然観察会

第 46 回大分市身近な自然観察会

| | |
|---|---|
| 実施日 | 2025(R7)年 11 月 2 日 |
| 場　所 | 高尾山自然公園 |
| 指導者 | 大分生物研究会会員 7 人 |
| 参加者 | 17 人 |



高尾山自然公園での自然観察会

**●大分市身近な自然ガイドブック**

大分市の豊かな自然や生きものたちに関心を持ち、自然観察に役立てていただくことを目的に大分市身近な自然ガイドブックを作成し、本市の環境イベント等で配布しています。

このガイドは自然環境調査検討委員会の協力により作成したものです。

**●ＯＩＴＡ自然観察ガイド**

豊かな自然が残る市域の散策ゾーンとして 12 コースを指定し、それぞれのコースで自然観察ガイドを作成しています。ガイドの中では、コースごとに散策地図と観察することのできる植物や動物を紹介しています。

このガイドは、市ホームページからダウンロードすることができます。

【OITA自然観察ガイド　コースマップ】




①高尾山自然公園コース
②九六位山コース
③乙津川･大在海岸コース
④護国神社の森コース
⑤大分川下流域探鳥コース
⑥柞原八幡宮の森コース
⑦霊山コース
⑧青少年の森コース
⑨七瀬川自然公園コース
⑩河原内川コース
⑪佐賀関コース
⑫今市コース

**●森林セラピー魅力創出事業**

この事業は、豊かな森林環境がもたらす森林セラピー（科学的に検証された森林浴効果）を活用し、こころと身体の健康づくり、地域住民等との協働による地域振興、観光資源の掘り起こしや開発、森林資源の活用に寄与することを目指しています。セラピーロードとして認定された市内 10 箇所のロードにおいて、森林セラピーガイドや森林セラピストの有資格者と連携し、様々な体験イベントを開催しています。


森林セラピー体験ツアー（霊山セラピーロード）


森林セラピー体験ツアー（本宮山セラピーロード）

森に入ると、さわやかな森の香り、木々を通り抜けていく風、鳥のさえずりなど、森の癒しが出迎えてくれます。森林セラピー体験では、森林セラピーガイドが、安全・安心な森歩きをサポートすることで「五感」を通して森の癒し効果を感じることができます。

【「五感」でとらえる森の癒し効果】

見　る：森の緑や山々を眺めることで、血圧低下や脳活動の鎮静化など、心身のリラックス効果があります。

聴　く：目を閉じて聞こえてくる川のせせらぎや鳥のさえずり、風で枝葉が揺れる森の音は、脳に鎮静効果を与えてくれます。

触　る：葉っぱや木の幹に触れたり、足の裏で土や落ち葉を踏みしめたりすると、よりくつろいだ感覚や心地よさに気づきます。

嗅　ぐ：さわやかな森の香りは樹木が発散する成分「フィトンチッド」。血圧の低下や自律神経の安定などの効果があります。

味わう：森の恵みが育んだ地域の農産物やその土地の特産品を楽しむことで、身体の中から元気になります。

【市内10箇所のセラピーロード】




**●おおいたマルシェの開催**

「おおいたの食」、農林水産物の「地産地消」、木材への親しみを深める「木育」をテーマとして大分市産品の美味しさ、魅力をＰＲする「おおいたマルシェ」を開催し、地元農林水産物の消費の拡大や地域における農林水産業の活性化を図っています。

2025（令和 7）年度は、11 月におおいたマルシェを開催し、約 40,000 人の来場者に対し、地産地消・木育の取組の大切さを呼びかけました。



おおいたマルシェ　農林水産物の販売



おおいたマルシェ　おおいた木育ランド

**●大分市地産地消サポーター制度**

この制度は地産地消に取り組む消費者・生産者・食品関連事業者をサポーターとして登録し、交流会や料理教室を通じて食に関する様々な分野の人をつなぎ、地産地消がより活性化することを目的としています。本市はサポーターの活動を広報し、交流の場を設けることなどで、この取組を支援しています。

2025（令和 7）年度は、サポーターのうち食品関連事業者を対象に産地見学バスツアーを開催しました。また「サポーター通信」を 12 回発行し、サポーターへ地産地消情報を提供しました。

産地見学バスツアー

| | |
|---|---|
| 学校名 | 地産地消サポーターのうち食品関連事業者 |
| 開催日 | 2026（R8）年２月 17 日(火) |
| 場　所 | 大分県漁業協同組合　佐賀関支店 |
| 参加者 | 10 人 |

地産地消サポーターのロゴマーク

**●学校給食における地産地消の推進**

毎月 19 日の「食育の日」の前後を「おおいた産給（サンキュー）の日」として、学校給食への地元産食材の利用を推進しています。

また、2025（令和 7）年度の本市の学校給食における大分県産食材の使用割合は、72.8%（食材重量ベース）でした。



おおいた産給の日（ゆでとうもろこし）

**●都市・農山漁村交流活動支援事業**

農山漁村において、自然・景観・伝統文化等の魅力ある地域資源を利用し、都市住民との交流活動を行う個人・団体を支援することにより、都市住民と農山漁村集落との相互理解を促進し、継続的な地域間交流による農山漁村集落の活性化に寄与することを目的とする事業です。

2025（令和 7）年度は、佐賀関の甘夏収穫体験、田ノ浦のビワの栽培体験など 11 回の活動が行われ、都市住民が農山村部を訪れ、自然や農業とふれあい、地域の人たちと交流を深めました。



田ノ浦のビワの栽培体験

**・援農かっせ隊活動推進事業**

都市住民が農作業を体験し、農業の魅力と厳しさ、農村・自然環境の現状について認識を深めてもらうとともに、農業ボランティア（援農かっせ隊）を確保し、繁忙期の人手不足解消や互いの交流による地域の活性化等を目的とする事業です。

2025（令和 7）年度は、年間で延べ 329 人が援農ボランティア活動に参加しました。



田植えのボランティア活動

# 第２章

## おおいたらしい風景を守り活かすまち

（快適環境）

第１節　　多様な景観の形成を推進します

第２節　　歴史・文化を守り、活かします

# 第１節　多様な景観の形成を推進します

**●大分市景観条例**

先人から受け継いだかけがえのない財産である良好な景観を守り、より良い景観を形成するため、景観法に基づいた「大分市景観条例」を制定［2007（平成 19）年 3 月 22 日］するとともに、「大分市景観計画」を策定［2007（平成 19）年 3 月］しています。

この計画では、市街地から丘陵や山並みへの景観、大分川や大野川沿線に連続する景観、幹線道路や鉄道沿線からの景観、海を挟んだ市内への景観・市外への景観など、広域的な眺望を意識し、良好な眺望景観確保のための施策に取り組んでいます。

さらに、歴史的な遺構や史跡と周辺の街並み、固有の地勢から形成される景観など、本市の顔となるべき景観については、重点的な保全・形成に取り組んでいます。特に、中心市街地における公共施設整備や大規模開発においては、積極的な緑化を誘導し、中心市街地に不足する緑量の確保を図っています。

**●公園施設長寿命化事業**

都市公園などの樹木剪定や遊具の更新等による適正な整備・管理を行い、緑と親しむ空間の充実を図っています。

2025(令和 7)年度は、老朽化に伴い、市内複数の箇所で遊具や園路のリニューアルを行いました。



上市南公園（遊具）



田ノ浦ビーチ（園路）

**●大分市街区公園愛護会**

子どもたちの楽しい広場、また地域住民の憩いの場となるよう、「みんなの公園」として健全な利用と発展を図ることを目的に、自治会、子ども会、老人会などの団体に公園愛護会の結成を勧めています。公園愛護会には定期的な除草や清掃のほか、遊戯具等の破損箇所の市に対する連絡等の活動をお願いしており、活動実績に応じて報償金を交付しています。

公園愛護会数の推移

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録団体数 | 438 | 437 | 437 | 432 | 418 |

**●大分市指定名木**

美しい自然の緑は人々の心にうるおいをもたらすことから、市域の古木・巨木や樹林を大分市名木保存条例に基づき名木として指定し、保存に取り組んでいます。

指定要件

（樹木の部）
古木又は巨木については、次のいずれかに該当し、健全であること
◇1.5m の高さにおける幹の周囲が、おおむね 1.5m 以上のもの
◇高さがおおむね 20m 以上のもの
◇はん登性樹木で枝葉の広がりがおおむね 30 ㎡以上のもの
◇その他特に価値のあるもので保存を必要とするもの
（樹林の部）
樹林については、その集団面積が 300 ㎡以上であり、かつ健全であること

指定数　［2026(R8)年 3 月 31 日現在］

| | |
|---|---|
| 樹木の部 | 指定本数　73 本（内　市所有 6 本） |
| 樹林の部 | 指定箇所　15 箇所　　樹林面積　70,398 ㎡ |

**●各種の緑化講習会**

「おおいた人とみどりふれあいいち」において、寄植教室、箱庭造り講習会、庭師の剪定講習会、ミニ菜園実技講習会などを開催し、花や樹木に親しみながら、市民の緑化意識の高揚を図っています。

また、11 月開催の「グリーンフェス」においても、寄植教室、を実施しました。



庭師の剪定講習会

**●道路維持事業**

街路樹は、都市環境の改善や景観形成等の役割を果たすと同時に、街に緑のうるおいを与えるなど沿道環境の向上の一助を担っています。その一方で、高度経済成長期に植栽された街路樹の一部は大木化し、近隣住民の落葉処理の負担や歩道の根上り・日照障害・通行の支障など様々な課題が顕著化することもあり、街路樹本来の樹形を維持できない事例もみられます。



市道 今津留・大津町線

このようなことから本市では、「大分市街路樹景観整備計画」［2010（平成 22）年 3 月策定］や「大分市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」［2013（平成 25）年 4 月制定］などにより、街路樹のきれいなまちづくりを進めるとともに歩行者等の安全安心な道路空間を確保するため、適正な街路樹管理に努めています。

街路樹管理業務委託路線数

| | |
|---|---|
| 2025(R7)年度 | 438 路線 |

**●河川協力団体制度**

河川管理者は、河川法に基づき、河川の維持や環境の保全等に関する活動を自発的に行う民間団体等を、河川協力団体に指定しています。本市では、この河川協力団体と河川管理者である国土交通省と協働して、地域に親しまれ愛される「魅力あるいい川」づくりに取り組んでいます。

また、河川協力団体である「乙津川水辺の楽校運営協議会」等と共催で、「つるさき環境フォーラム」を開催し、河川とのふれあいの大切さを発信し、環境美化、自然保護の意識の高揚を図っています。

つるさき環境フォーラム

| | |
|---|---|
| 開催日 | 2026(R8)年 1 月 17 日 |
| 場　所 | 鶴崎公民館 |
| 参加者 | 118 人 |
| 内　容 | 基調講演、小学校環境学習発表、国土交通省パネル展示、川の微生物観察コーナー 他 |



フォーラムでの小学校環境学習発表

**●海岸漂着物地域対策推進事業**

台風などにより本市が管理する漁港海岸等にごみや流木が漂着した場合、良好な生活環境や景観が保たれるよう、必要に応じて漂着物の回収・処理を行っています。過去 3 年度分の処理量としては、累計で 58ｔとなっています。


漂着物により景観が損なわれた海岸


漂着物回収後の海岸

**●日本一きれいなまちづくり推進事業**

市民一人ひとりが、本市で暮らす市民としての誇りと自覚をもって、自発的に行動を起こす機運を醸成し、市民・事業者・行政が協働し、市民総参加の運動として取り組むことを目的に「日本一きれいなまちづくり推進事業」に取り組んでいます。

この事業では、たばこの吸殻や空き缶のポイ捨て等の散乱ごみの発生防止・回収、道路・公園等の清掃・除草・草刈り、飼い犬や鳥のふん処理、違反広告物・ビラ・はり紙の除去、放置自転車の撤去を推進するとともに、フラワーポットの設置等により景観を損なう状況をなくし、「ポイ捨てのない」「清掃がいきとどいた」「花いっぱい」の日本一きれいなまちを目指しています。

2025（令和 7）年度は、「市民いっせいごみ拾い」、「きれいにしょうえおおいた推進事業」、「違反広告物・ビラ・はり紙の除却」、「フラワーポット里親事業」、「ポイ捨て等の防止街頭啓発」、「職員ボランティアによる清掃活動」等の事業に取り組みました。



ごみ拾いの様子




クリーン　　リン
Clean ＋ 輪 ＝「クリリン」
きれいなまちを大切にする気持ちを広げたいという大分市民の願いが込められています。

シンボルキャラクター「クリリン」

**●きれいにしょうえおおいた推進事業**

地域住民等が行う道路や河川などの公共空間の美化活動を本市が支援しています。

自治会、学校、会社、仲間同士など、申請を行った 2 人以上の団体に対して、空き缶、たばこの吸殻などの散乱ごみの清掃活動や、ポイ捨て、不法投棄などのパトロール活動に必要な物品（火バサミ、ベスト、軍手、帽子、ごみ袋など）を、本市が貸与または支給しています。

2026（令和 8）年 3 月 31 日現在、活動団体数は 259 団体、8,538 人となっています。

新規登録の推移

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録団体(団体) | 13 | 9 | 1 | 7 | 4 |
| 登録者(人) | 150 | 183 | 12 | 100 | 40 |

**●ごみ拾いパートナー登録制度**

地域の環境美化に取り組む方のために、大分市ごみ拾いパートナー登録制度があります。

これは、市内の公共の場所において、個人または団体が登録後に、ボランティアとしてごみ拾いに取り組む制度です。登録者には、収集したごみを、ごみステーションやごみ処理施設に排出する際に使用するボランティア専用袋（バイオマスプラスチック使用）を交付しています。

2026（令和 8）年 3 月 31 日現在、登録団体数は 1,074 団体、21,134 人となっています。

なお、ボランティア専用袋（バイオマスプラスチック使用）は、活動の規模や内容に応じて 3 種類の大きさの中から選ぶことができます。

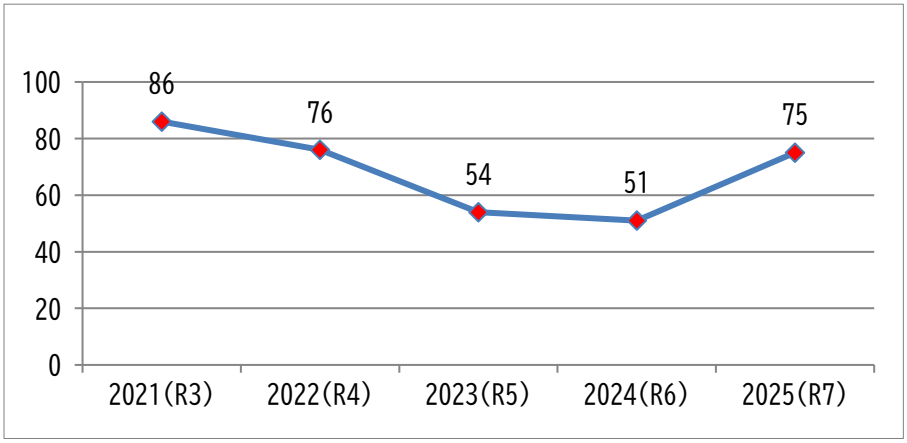
ボランティア専用袋の種類

| 種類 | 大袋 | 小袋 | 特小袋 |
|---|---|---|---|
| 容量 | 45リットル相当 | 20リットル相当 | 10リットル相当 |
| 外観 |  |  |  |

**●空き地の適正管理**

空き地は、その土地の所有（管理）者の管理が不十分な場合、雑草の繁茂や害虫の発生を誘発し、さらにはアレルギー疾患の原因や火災の発生源などになります。空き地の管理について、周辺の住民から苦情や相談が寄せられたときは、現地調査を行い、空き地の所有（管理）者に対して「大分市環境美化に関する条例」に基づき、草刈り等の適正な管理を行うよう文書等で指導しています。

空き地の雑草に関する相談件数の推移　　（件）




**●ごみステーション設置等補助事業**

市民の環境美化やごみ分別の意識の高揚を図り、ごみ減量及びリサイクルを推進するため、ごみステーションを管理する自治会に対してごみステーションを設置、改修する費用の一部を補助しています。

また、ごみステーションに設置するカラス対策用の「被せネット」を自治会に支給しています。

ごみステーション設置等補助事業　交付実績　（箇所）

| 補助対象＼年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 設置 | 64 | 39 | 50 | 48 | 49 |
| 改修 | 30 | 25 | 28 | 18 | 18 |
| ステーション用<br>被せネット(注)の購入 | 5 | 6 | 9 | 5 | 0 |
| 合計 | 99 | 70 | 87 | 71 | 67 |

(注)ステーションの規模に応じた定型外の被せネット

被せネット(注)の支給実績　（枚）

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 枚数 | 1,107 | 938 | 923 | 1,000 | 839 |

(注)定型(3m×4m)の被せネット

# 第２節　歴史・文化を守り、活かします

## ●文化財の調査及び指定

### ⑴埋蔵文化財の確認調査と周知

2026（令和 8）年 3 月 31 日現在、市域には 425 箇所の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡のある地域のことで以下「包蔵地」という）が所在し、これらの包蔵地において、開発行為等を行う際には文化財保護法上の事前協議（届出）等の手続きが必要となります。この手続きに基づき、開発と埋蔵文化財保護との調整を図るため、遺跡の確認調査を積極的に進めています。

また、包蔵地の情報は、インターネット上で公開している地図に精度高く反映させることにより、市民、事業者の利便性の向上を図っています。

### ⑵文化財指定及び登録等と保護の推進

文化財を保護し未来に伝えるため、価値が高いとみられる文化財については、詳細な調査を行ったうえで、指定及び登録等を進めています。2026（令和 8）年 3 月 31 日現在、本市には指定及び登録等された文化財が 231 件あります。

また、既に指定された文化財の保存・修理については、所有者への費用補助を行っています。文化財の一覧は、Ｐ34 の表のとおりです。

## ●企画展示等の開催

### ⑴歴史資料館

市内を中心とした考古、歴史、民俗の各分野にわたる資料を常時公開展示するとともに、企画展として特別展やテーマ展示を開催しています。

また、それぞれの企画展では展示内容をわかりやすく紹介する解説講座を開催しています。



テーマ展示

### ⑵海部古墳資料館

国指定史跡「亀塚古墳」のガイダンス施設として広く古墳文化を紹介しています。展示室では、実物資料や複製品のほか、大型ジオラマ、古墳復元模型を展示しています。

また、研修室においては、「勾玉作り教室」や「はにわ作り教室」などを開催しています。



はにわ作り教室の様子

**●歴史講座、体験講座の開催**

大分市歴史資料館では、1 年間の歴史講座として「ふるさとの歴史再発見講座」を前期・後期・古文書（基礎編・応用編）の４つのコースに分けて開催しています。

また、勾玉作りや粘土はにわ作りなどの「ふれあい歴史体験講座」をはじめとする体験イベントを行っています。

小中学校とも連携し、教育課程に適応した歴史学習や体験プログラムを充実させるとともに、本市職員が学校に出向いて体験活動の指導を行う「出張体験講座」にも取り組んでいます。

**●史跡大友氏遺跡整備基本計画（第１期）の推進**

戦国時代に南蛮貿易で栄えた国際貿易都市・豊後府内の中心に位置する大友氏館跡をはじめ、旧万寿寺地区、推定御蔵場跡、上原館跡、唐人町跡から構成される、史跡大友氏遺跡の保存・整備・活用を行っています。

これまで、「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第 1 期）」に基づき、史跡の指定・公有化と大友氏館跡の確認調査を進め、2015（平成 27）年からの 5 年間は、「短期整備」として 2018（平成 30）年秋に大友氏館跡内に「南蛮BVNGO交流館」を開館し、大友宗麟をはじめとする大友氏や大友氏遺跡に関する情報発信を行っているほか、2020（令和 2）年には大友氏館跡庭園の整備を終え、一般公開を行っています。

2024（令和 6）年度からの 2 年間は、「史跡大友氏遺跡整備基本計画（第 1 期）」に基づいて基本設計を作成し、2026（令和 8）年度から造成の実施設計など、整備に向けた取組を進めています。



大友氏館跡庭園 遠景



大友氏館跡庭園 近景



南蛮 BVNGO 交流館 外観



南蛮 BVNGO 交流館 シアターゾーン

大分市の文化財一覧表　　［2026（R8）年 3 月 31 日現在］

| | | |
|---|---|---|
| 国指定等の文化財 | 65 | |
| 重要文化財 | 14 | |
| 史跡 | 10 | |
| 天然記念物 | 2 | |
| 国記録選択無形民俗文化財 | 1 | （注） |
| 国登録有形文化財 | 37 | |
| 国登録記念物 | 1 | |
| 県指定等の文化財 | 77 | |
| 有形文化財 | 61 | |
| 史跡 | 12 | |
| 天然記念物 | 2 | |
| 県記録選択無形民俗文化財 | 2 | （注） |
| 市指定等の文化財 | 89 | |
| 有形文化財 | 60 | |
| 史跡 | 9 | |
| 天然記念物 | 4 | |
| 有形民俗文化財 | 3 | |
| 無形文化財 | 1 | |
| 無形民俗文化財 | 6 | （注） |
| 登録無形文化財 | 1 | |
| 登録有形民俗文化財 | 2 | |
| 登録無形民俗文化財 | 1 | |
| 登録史跡 | 1 | |
| 市記録選択無形民俗文化財 | 1 | |
| 合計件数 | 231 | |
| 合計実件数 | 229 | （注） |

（注）国記録選択、県記録選択、市指定無形民俗文化財に重なって指定・選択されている文化財があることから、指定等文化財の合計実件数は合計件数よりも 2 件少ない 229 件となる。

# 第３章

## 健康な生活を確保し安心して暮らせるまち

## （生活環境）

第１節　　大気環境を守ります

第２節　　水・土壌環境を守ります

# 第１節　大気環境を守ります

## ●大気汚染監視

### ⑴大気汚染測定網

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気測定局 12 局、自動車排出ガス測定局 2 局においてテレメータシステムにより大気汚染の常時監視を行っています。

また、有害大気汚染物質、ダイオキシン類、降下ばいじん等についても測定を行い、大気の汚染状況を監視しています。

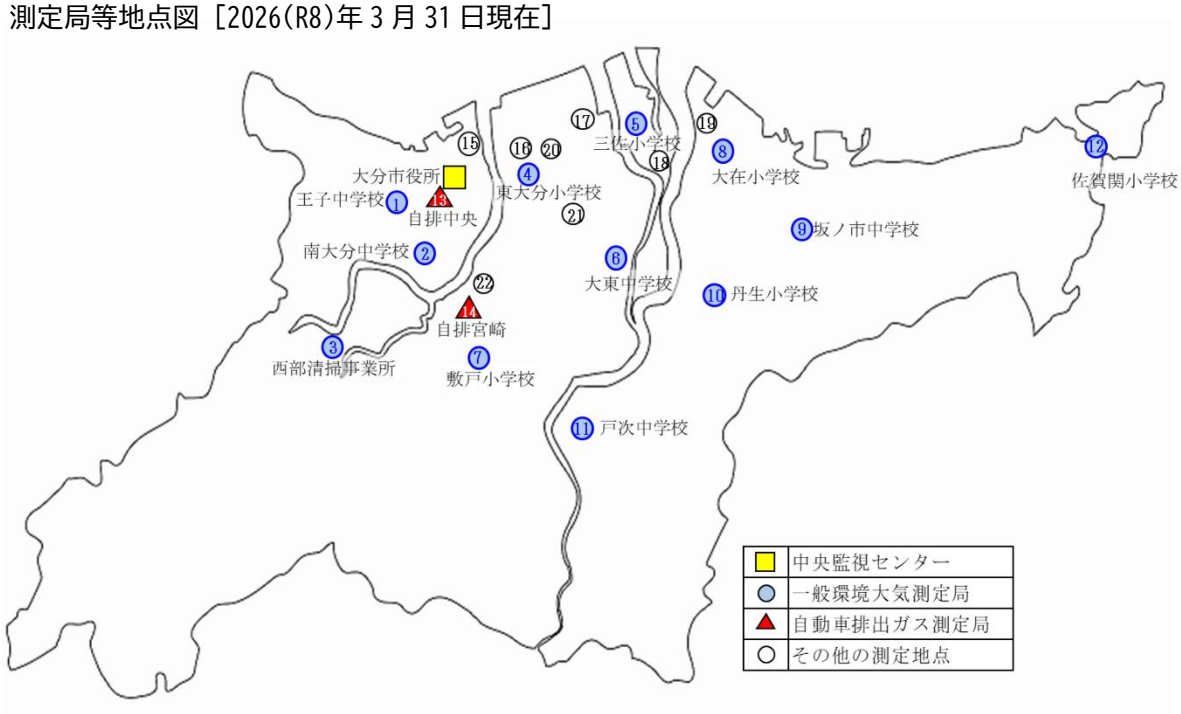


一般環境大気測定局（東大分小学校測定局）



自動車排出ガス測定局（自動車排ガス中央測定局）

測定局等地点図［2026(R8)年３月 31 日現在］




（注）図中の番号は資料編Ｐ21 資 4-1 の測定地点番号に対応しています。

### ⑵大気環境基準

人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、ダイオキシン類の 11 物質について、環境基準が定められています（各物質の環境基準は資料編Ｐ22 資 4-2 を参照）。

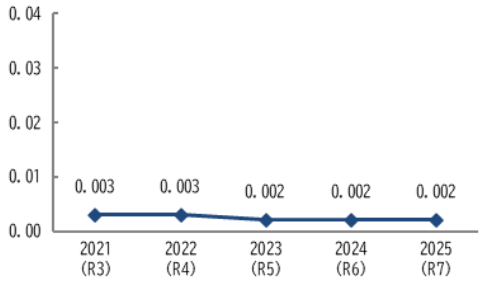
### ⑶一般環境大気測定局の測定結果

①二酸化硫黄（測定局数：12）

全測定局において、環境基準の長期的評価を達成していました。

（資料編Ｐ23 資 4-3～Ｐ24 資 4-5 参照）

（ppm）　二酸化硫黄濃度の経年変化（全局平均値）

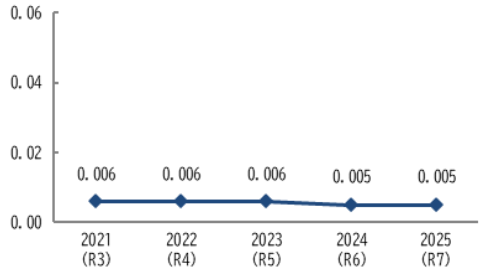



②二酸化窒素（測定局数：12）

全測定局において、環境基準の長期的評価を達成していました。

（資料編Ｐ25 資 4-6～Ｐ27 資 4-8 参照）

（ppm）　二酸化窒素濃度の経年変化（全局平均値）

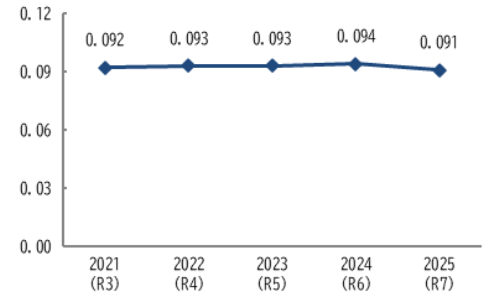



③光化学オキシダント（測定局数：12）

全測定局において、環境基準の短期的評価を達成できませんでした。

（資料編Ｐ28 資 4-9～Ｐ29 資 4-11 参照）

（ppm）　光化学オキシダント濃度の経年変化(全局平均値)

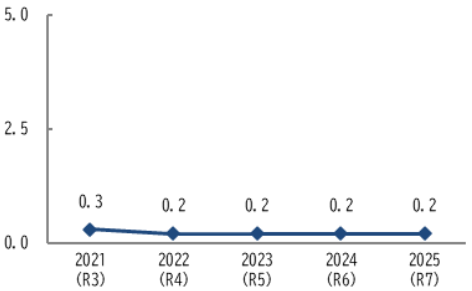



④一酸化炭素（測定局数：1）

三佐小学校測定局において、環境基準の長期的評価を達成していました。

（資料編Ｐ30 資 4-12、資 4-13 参照）

（ppm）　一酸化炭素濃度の経年変化（平均値）

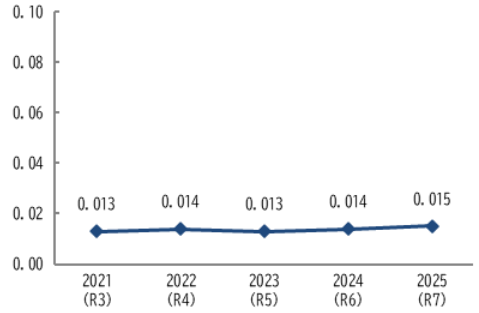


⑤浮遊粒子状物質（測定局数：12）

３測定局において、環境基準の長期的評価を達成できませんでした。

（資料編Ｐ31 資 4-14～Ｐ32 資 4-16 参照）

（mg/㎥）　浮遊粒子状物質濃度の経年変化（全局平均値）

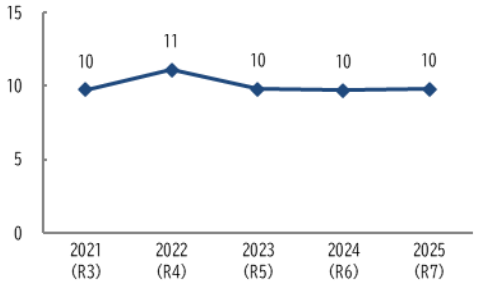



⑥微小粒子状物質（PM2.5）（測定局数：6）

全測定局において、環境基準を達成していました。

（資料編Ｐ33 資 4-17～資 4-19 参照）

（μg/m³）微小粒子状物質濃度の経年変化（全局平均値）



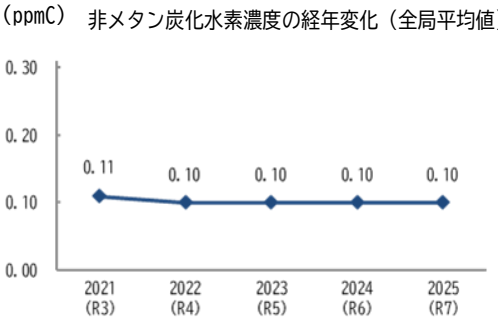

⑦非メタン炭化水素（測定局数：3）

全測定局において、指針値 (注) 0.31ppmC を超過する日がありました。

（資料編Ｐ34 資 4-20～Ｐ35 資 4-22 参照）

（注）大気中炭化水素濃度の指針として、中央公害対策審議会より、「光化学オキシダント生成防止のために午前６時から９時までの非メタン炭化水素の３時間平均値が 0.20ppmC～0.31ppmC 以下」とする答申[1976(昭和 51)年]が示されています。

（ppmC）　非メタン炭化水素濃度の経年変化（全局平均値）




⑧風向風速（測定局数：12）

それぞれの測定局では、風向風速を測定しています（資料編Ｐ36～Ｐ37 資 4-23 参照）。

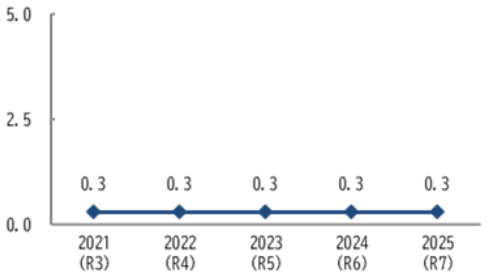
## ⑷自動車排出ガス測定局の測定結果等

①一酸化炭素（測定局数：1）

中央測定局において、環境基準の長期的評価を達成していました。

（資料編Ｐ38 資 4-24～資 4-25、Ｐ41 資 4-32 参照）

（ppm）　一酸化炭素濃度の経年変化（平均値）

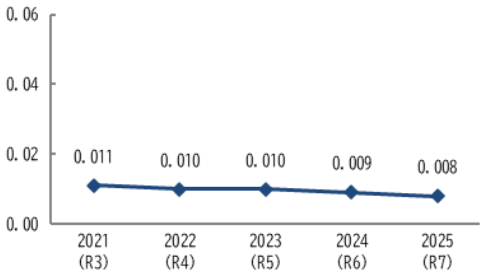


### ②二酸化窒素（測定局数：2）

2 測定局において、環境基準の長期的評価を達成していました。

（資料編Ｐ39 資 4-26～資 4-27、Ｐ41 資 4-32 参照）

（ppm）　二酸化窒素濃度の経年変化（2 局平均値）

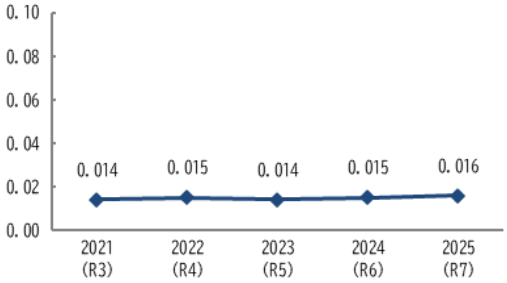



### ③浮遊粒子状物質（測定局数：2）

2 測定局において、環境基準の長期的評価を達成していました。

（資料編Ｐ39 資 4-28～Ｐ40 資 4-29、Ｐ41 資 4-32 参照）

（mg/m³）　浮遊粒子状物質濃度の経年変化（2 局平均値）

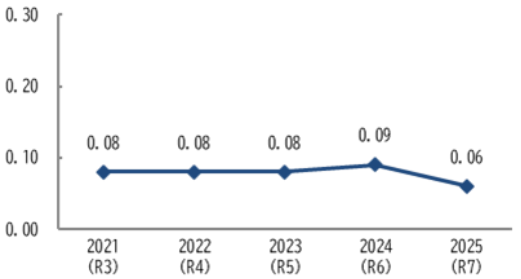



### ④非メタン炭化水素（測定局数：1）

中央測定局において、指針値[注] 0.31ppmC を達成していました。

（資料編Ｐ40 資 4-30、資 4-31 参照）

（ppmC）　非メタン炭化水素濃度の経年変化（平均値）




（注）大気中炭化水素濃度の指針値として、中央公害対策審議会より、「光化学オキシダント生成防止のために午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値が 0.20ppmC～0.31ppmC 以下」とする答申[1976(昭和 51)年]が示されています。

### ⑤風向風速（測定局数：2）

2 測定局で、風向風速を測定しています。（資料編Ｐ36～Ｐ37 資 4-23 参照）

### ⑥車両登録台数及び流入交通量

本市における車両登録台数は約 40 万台で、過去 5 年間の推移をみると横ばいとなっています（資料編 P41 資 4-33 参照）。

また、自動車排出ガス測定局近傍の大分駅前交差点と宮崎交差点の流入交通量をみると、過去 5 年間はおおむね横ばいで推移していますが、令和 7 年度の大分駅前交差点における西から東への交通量は過去と比べて増加していました（資料編Ｐ41 資 4-34 参照）。

### ⑸有害大気汚染物質モニタリング調査結果

大気汚染防止法に基づき、有害大気汚染物質による大気の汚染状況について、5地点で年12回、調査を行った結果、佐賀関小学校でヒ素及びその化合物が指針値を超過しました。
（資料編Ｐ42～Ｐ43 資4-35参照）

有害大気汚染物質モニタリング調査結果（年平均値）

| | 単位 | 王子中学校 | 三佐小学校 | 自排中央 | 東大分小学校 | 佐賀関小学校 | 環境基準又は指針値（※） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 塩化ビニルモノマー | μg/m³ | 0.014 | － | － | － | － | 10※ |
| クロロホルム | μg/m³ | 0.14 | 0.15 | － | － | － | 18※ |
| ジクロロメタン | μg/m³ | 0.68 | 0.98 | － | 0.99 | － | 150 |
| テトラクロロエチレン | μg/m³ | 0.027 | 0.032 | － | 0.028 | － | 200 |
| トリクロロエチレン | μg/m³ | 0.010 | － | － | － | － | 130 |
| 1,3-ブタジエン | μg/m³ | 0.28 | 0.27 | 0.24 | － | － | 2.5※ |
| ベンゼン | μg/m³ | 0.97 | 2.0 | 1.1 | 1.5 | － | 3 |
| アクリロニトリル | μg/m³ | 0.0057 | 0.0077 | － | － | － | 2※ |
| 1,2-ジクロロエタン | μg/m³ | 0.16 | － | － | － | － | 1.6※ |
| 塩化メチル | μg/m³ | 1.3 | 1.3 | － | 1.3 | － | 94※ |
| アセトアルデヒド | μg/m³ | 1.6 | 2.5 | 1.8 | － | － | 120※ |
| ニッケル化合物 | ng/m³ | 2.1 | － | － | 3.2 | 6.2 | 25※ |
| ヒ素及びその化合物 | ng/m³ | 1.3 | － | － | 1.6 | 7.6 | 6※ |
| マンガン及びその化合物 | ng/m³ | 25 | 41 | － | 64 | 14 | 140※ |
| 水銀及びその化合物 | ng/m³ | 1.7 | － | － | 1.6 | 1.7 | 40※ |

### ⑹ダイオキシン類調査結果

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、2地点で年2回、大気環境中のダイオキシン類の調査を行った結果、全調査地点で環境基準を達成していました（資料編Ｐ44 資4-36参照）。

ダイオキシン類調査結果（年平均値）　　（単位:pg-TEQ/m³）

| 西部清掃事業所 | 東大分小学校 | 環境基準 |
|---|---|---|
| 0.0059 | 0.0085 | 0.6 |

### ⑺微小粒子状物質（PM2.5）成分分析調査結果

大気汚染防止法に基づき、東大分小学校測定局で年4回、大気環境中の微小粒子状物質（PM2.5）の成分分析調査を実施しました。組成は、イオン成分が半分程度、炭素成分が5分の1程度、残りは無機元素を含むその他の成分でした（資料編Ｐ44 資4-37～Ｐ45 資4-39参照）。

### ⑻降下ばいじん調査結果

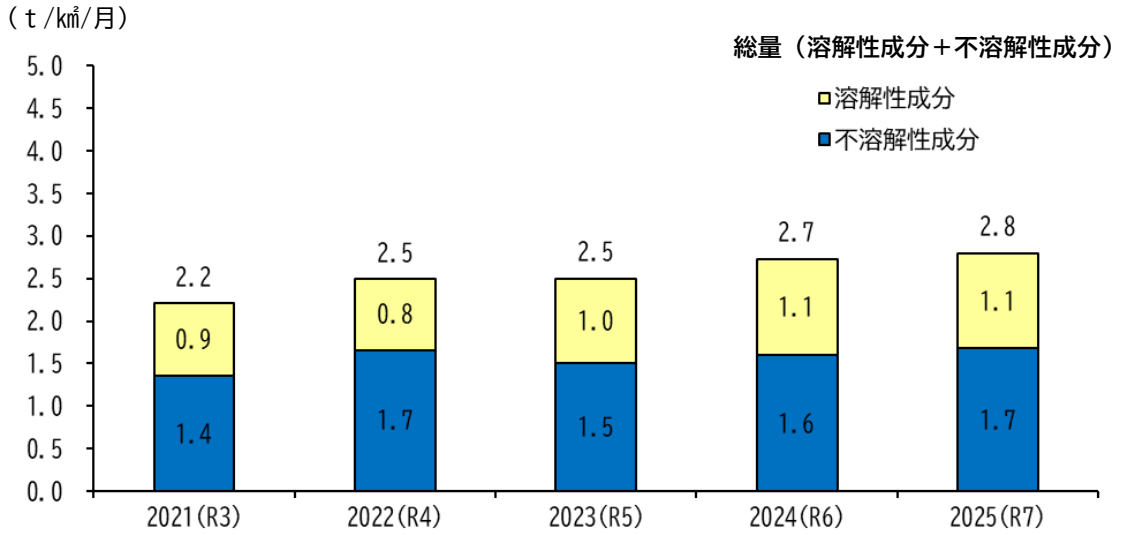
12 地点にデポジットゲージを設置して、毎月の降下ばいじん量を調査しています。

本市では、「10t/㎢/月」を環境保全上の目安値としており、2025（令和 7）年度の調査結果は全地点で目安値を下回っていました。（資料編Ｐ45 資 4-40～Ｐ46 資 4-41 参照）



デポジットゲージ
（大分市教育センター屋上）

降下ばいじん調査結果の経年変化（12 地点の全平均）




（注）2021（R3）年度の総量については、両成分の端数処理に伴い、両者の和と僅差が生じています。

### ⑼アスベスト調査結果

大気環境中のアスベスト濃度の状況を把握するため、環境省の「アスベストモニタリングマニュアル」に基づき、調査を行っています。

2025（令和 7）年度は市内 2 地点で採取した標本について、位相差顕微鏡法による分析を行った結果、各地点の総繊維数濃度は、1 本/L（注）を下回っていました。

アスベスト濃度調査結果

| 測　定　地　点 | 標本数 | 総繊維数濃度 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 最小値（本/L） | 最大値（本/L） | 幾何平均値（本/L） |
| 三ケ田町（幹線道路沿線地域） | 6 | <0.1 | 0.075 | 0.037 |
| 公園通り（住宅地域） | 6 | <0.1 | 0.15 | 0.046 |

（注）採取した標本中の繊維がアスベストであるか否かをさらに詳しく分析するために、より精密な走査電子顕微鏡法へ移行するときの目安値です。

## ●工場・事業場の規制（大気汚染防止法）

### ⑴大気汚染防止法関係届出状況

大気汚染防止法では、ばい煙、粉じん、揮発性有機化合物、水銀を発生・排出する施設を設置する者、又は特定粉じん（石綿）を排出する作業を実施する事業者に対して届出を義務付けています。

2025（令和 7）年度における届出件数は表のとおりです。また、特定粉じん排出等作業実施の届出は 78 件ありました。

大気汚染防止法に基づく受理件数

| 施設分類 | 設置届 | 使用届 | 構造等変更届 | 廃止届 | 氏名等変更届 | 承継届 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ばい煙発生施設 | 4 | 0 | 9 | 7 | 17 | 1 |
| 一般粉じん発生施設 | 4 | 0 | 5 | 4 | 3 | 1 |
| 揮発性有機化合物排出施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 |
| 水銀排出施設 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 |

2026（令和 8）年 3 月 31 日現在のばい煙発生施設の総数は、116 の工場・事業場に 493 施設となっています。また、一般粉じん発生施設の総数は、43 の工場・事業場に 1,314 施設、揮発性有機化合物排出施設は 7 工場 13 施設、水銀排出施設は 12 の工場・事業場に 33 施設となっています。

なお、電気事業法が適用される施設は、大気汚染防止法の届出の適用が除外されています。

①ばい煙発生施設届出状況

| 施設分類番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 8-2 | 9 | 10 | 11 | 13 | 14 | 19 | 21 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設名 | ボイラー | ガス発生用加熱炉 | 焙焼炉、焼結炉 | 溶鉱炉、転炉 | 溶解炉 | 金属加熱炉 | 石油加熱炉 | 触媒再生塔 | 燃焼炉 | 焼成炉 | 反応炉、直火炉 | 乾燥炉 | 廃棄物焼却炉 | 精錬用焙焼炉等 | 塩素反応施設等 | 複合肥料等製造用反応施設 | コークス炉 | ガスタービン | ディーゼル機関 | ガス機関 | 計 |
| 工場 | 203 | 2 | 5 | 5 | 2 | 12 | 38 | 1 | 1 | 14 | 2 | 28 | 10 | 13 | 3 | 1 | 5 | 0 | 32 | 0 | 377 |
| 事業場 | 83 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 16 | 0 | 116 |
| 計 | 286 | 2 | 5 | 5 | 2 | 12 | 38 | 1 | 1 | 14 | 2 | 29 | 22 | 13 | 3 | 1 | 5 | 4 | 48 | 0 | 493 |
| *工場* | *13* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *28* | *58* | *1* | *100* |
| *事業場* | *1* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *34* | *160* | *2* | *197* |
| *計* | *14* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *62* | *218* | *3* | *297* |

（注）斜体部分については、電気事業法届出施設

②一般粉じん発生施設届出状況

| 施設分類番号 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設名 | コークス炉 | 堆積場 | コンベア | 破砕機及び摩砕機 | ふるい | |
| 工　場 | 5 | 100 | 996 | 66 | 135 | 1,302 |
| 事業場 | 0 | 9 | 2 | 0 | 1 | 12 |
| 計 | 5 | 109 | 998 | 66 | 136 | 1,314 |
| *工　場* | *0* | *1* | *1* | *0* | *0* | *2* |
| *事業場* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* |
| *計* | *0* | *1* | *1* | *0* | *0* | *2* |

（注）斜体部分については、電気事業法届出施設

③揮発性有機化合物排出施設届出状況

| 施設分類番号 | 1 | 2 | 5 | 9 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設名 | 乾燥施設（化学製品製造用） | 塗装施設 | 乾燥施設（接着用） | 貯蔵タンク | |
| 施設数 | 4 | 1 | 1 | 7 | 13 |

④水銀排出施設届出状況

| 施設分類番号 | 1 | 3 | 5 | 8 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 施設名 | 小型石炭混焼ボイラー | 一次施設（銅又は金） | 二次施設（銅、鉛又は亜鉛） | 廃棄物焼却炉 | |
| 工　場 | 0 | 6 | 4 | 11 | 21 |
| 事業場 | 0 | 0 | 0 | 12 | 12 |
| 計 | 0 | 6 | 4 | 23 | 33 |
| *工　場* | *4* | *0* | *0* | *0* | *4* |
| *事業場* | *0* | *0* | *0* | *0* | *0* |
| *計* | *4* | *0* | *0* | *0* | *4* |

（注）斜体部分については、電気事業法届出施設

**⑵工場・事業場の規制**

工場・事業場の事業活動に伴って発生するばい煙や粉じん等については、大気汚染防止法や公害防止協定でその排出や飛散を規制しています。

また、協定締結工場の内、7 工場の主要施設からのばい煙については、発生源監視テレメータシステムにより硫黄酸化物、窒素酸化物の排出濃度等を常時監視しています。

**⑶工場・事業場に対する立入検査の状況**

大気汚染防止法に基づき届出施設を有する工場・事業場に立ち入り、届出内容、排出基準の遵守状況、施設の管理状況等を検査し、不適正施設には改善等の指導を行っています。

2025（令和 7）年度の立入検査は、ばい煙発生施設について 36 の工場・事業場 116 施設を、一般粉じん発生施設について 16 工場・事業場 75 施設を、揮発性有機化合物排出施設について 3 工場 5 施設を、水銀排出施設について 5 工場・事業場 15 施設を、それぞれ対象に実施しました。

検査の結果、届出に関する不備が 2 件、ばい煙の自主測定の不備が 2 件あり、改善の指導を行いました。

また、特定粉じん排出等作業実施届出のあった現場やその他の解体等工事の作業場に立ち入り、作業基準の遵守の状況等を検査しました。102 件の立入検査を実施し、違反があった現場・作業場には改善の指導を行いました。

**⑷緊急時等の措置**

日差しが強い、気温が高い、風が弱いなどの気象条件により酸化力の強い光化学オキシダントが発生し、大気汚染の状況が著しく悪くなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生じる恐れがある場合には、当該大気の汚染を減少させるために緊急時の措置を講じる必要があります。

本市が大気汚染常時監視テレメータシステムにより収集している汚染濃度が発令基準にまで上昇

した場合、大分県知事は発令地域区分（資料編Ｐ47 資 4-42 参照）によって「緊急時の発令」を行い、事態改善のために協力工場及び自動車の使用者に対して、ばい煙排出量の削減の協力要請等を行うこととなっています。

本市では、「緊急時の発令」を受けて、「大分市大気汚染緊急時等対策実施要領」[2026（令和 8）年 4 月 10 日改正] に基づき、市民の健康被害を未然に防止するため、ホームページや防災メール等で市民へ事態を周知し、保健予防措置を広報することとしています。

2025（令和 7）年度は、春から夏にかけて光化学オキシダント濃度は高い状況で推移しましたが、光化学オキシダントに係る注意報等の発令はありませんでした。なお、注意報等は 2009（平成 21）年度以降発令されていません（資料編Ｐ48 資 4-43 参照）。

また、微小粒子状物質については、大分県が実施する注意喚起レベルの濃度の上昇はありませんでした。

### ⑸ダイオキシン類汚染防止対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気排出基準適用施設を設置している工場・事業場に立ち入り、届出内容、排出基準の遵守状況、施設の管理状況等を検査し、不適正施設には改善等の指導を実施しています。

2025（令和 7）年度は 5 事業場 9 施設に立入検査を行い、検査結果は良好でした（資料編Ｐ49 資 4-44～Ｐ50 資 4-47 参照）。

### ⑹空間放射線量率調査結果

一般大気環境の空間放射線量率を把握するため、市役所本庁舎で年 4 回調査を実施しています。

2011（平成 23）年度に調査を開始して以降、測定値に大きな変化はありません。

空間放射線量率調査結果（年平均値）　（単位：μSv/h）

| 測定場所 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 市役所本庁舎 | 0.06 | 0.07 | 0.07 | 0.07 | 0.07 |

### ●環境保健サーベイランス調査

環境保健サーベイランス調査とは、地域人口集団の健康状態と、大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講じるために環境省が実施する全国的な調査です。

調査自治体から収集された、一般環境大気測定局の大気環境測定データ及び 3 歳児・6 歳児の健康調査データを解析、評価した結果により、必要に応じて対策が立案され、実施されることとなっています。[2023（令和 5）年度の実施地域数：3 歳児調査 34 地域、6 歳児調査 35 地域]

本市では、2004（平成 16）年度より環境省の委託を受けてこの調査を継続しています。2023（令和 5）年度は、3 歳児 3,576 人、6 歳児 3,466 人から健康調査票の提出がありました。

環境省が取りまとめた 2023（令和 5）年度の調査結果によると、本市を含む調査を実施したすべての自治体において、大気汚染物質濃度が高くなるほど、ぜん息有症率が高くなるなどの両者の関連性はみられませんでした。また、3 歳児から 6 歳児の間のぜん息発症率及びその経年の解析結果についても、大気汚染物質との有意な関連性は認められませんでした。

## ●悪臭防止対策

### ⑴悪臭防止法による規制（資料編Ｐ51 資 5-1～Ｐ52 資 5-3 参照）

本市における悪臭防止法に基づく規制地域は、都市計画法により定められた市街化区域です。

規制地域内の工場・事業場は、操業において 6 段階臭気強度表示法の臭気強度 2.5 に対応する 22 種類の特定悪臭物質の規制基準を敷地境界線の地表で遵守しなければなりません（1 号規制）。

また、アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン等の 13 物質については、工場・事業場に設置された煙突等の気体排出口での規制基準を遵守しなければなりません（2 号規制）。

同様に、工場、事業場からの排出水に含まれる硫化水素等の 4 種の硫黄化合物についても、規制基準が定められています（3 号規制）。

なお、法の濃度規制を補完し、悪臭苦情の円滑な処理を図ることを目的として、「大分市悪臭防止指導要綱」を定めています。




### ⑵悪臭調査結果

8 工場・事業場の敷地境界線の地表、煙突等の気体排出口及び排水口において悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の調査を行いました。その結果、1 工場・事業場の 1 項目が法の規制基準を超過していたことから、工場・事業場に対して改善指導を行いました。（資料編Ｐ53 資 5-4 参照）

## ●騒音・振動に係る調査（騒音・振動の基準等：資料編Ｐ95 資 7-1～Ｐ102 資 7-14）

### ⑴一般地域

騒音規制法に基づき、一般地域の環境騒音の状況を把握するため、6 地点で調査を行った結果、全調査地点で環境基準を達成していました。（資料編Ｐ103 資 7-15～Ｐ104 資 7-17 参照）

### ⑵道路に面する地域

自動車騒音・道路交通振動の状況を把握するため、30 地点で騒音・振動の測定調査を行っています。このうち、2025(令和 7)年度は、12 地点で調査を行った結果、全調査地点で騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度を下回っていました。

また、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づく面的評価を行った結果、評価対象戸数の 95.9%が環境基準を達成していました。（資料編Ｐ105 資 7-18～Ｐ107 資 7-20 参照）

幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準達成率

| 時間帯 | 環境基準<br>達成戸数 | 環境基準<br>達 成 率 |
|---|---|---|
| 昼間・夜間 | 32,974 戸 | 95.9% |
| 昼間 | 33,371 戸 | 97.1% |
| 夜間 | 33,175 戸 | 96.5% |

（全体）34,383 戸



道路騒音測定の様子

**●工場・事業場の規制（騒音・振動）**

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設と定め、工場や事業場（特定工場等）に設置や変更時の届出を義務付けています。これらの届出の際には、規制基準を遵守するよう騒音・振動防止の指導を行っています。また、苦情が寄せられた場合などは立入検査を行っています。

2025（令和 7）年度に新たに特定工場等となった工場や事業場は、騒音規制法に基づくものが 5 特定工場等（66 特定施設）、振動規制法に基づくものが 2 特定工場等（5 特定施設）、大分市騒音防止条例に基づくものが 18 特定工場等（149 特定施設）となっています（資料編Ｐ108 資 7-21 参照）。

**●特定建設作業の届出・指導**

騒音規制法、振動規制法及び大分市騒音防止条例では、建設工事として行われる作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業を特定建設作業と定め、施工者に事前の届出を義務付けています。

2025（令和 7）年度の届出状況は、騒音規制法に基づくものが 710 件、振動規制法に基づくものが 589 件、大分市騒音防止条例に基づくものが 1,957 件でした（資料編Ｐ109 資 7-22～資 7-23 参照）。

また、届出の際には周辺の生活環境を阻害しないよう、騒音・振動の防止対策や近隣への適切な情報提供等に努めることを指導しています。

**●拡声機・深夜営業の規制**

店舗や商店街の商業宣伝を目的とした拡声機から発生する騒音や、飲食店やカラオケボックス等の深夜営業に伴って発生する騒音については、市民の生活環境を保全するため、大分市騒音防止条例で音の大きさや使用時間、使用方法等を規制しています（資料編Ｐ101 資 7-13～Ｐ102 資 7-14 参照）。

**●近隣騒音対策**

近年、地域コミュニティの衰退やライフスタイルの変化などを要因として、日常生活に起因した騒音、いわゆる近隣騒音による苦情が発生しやすい状況にあります。

近隣騒音は、法令等による規制がなく、限られた生活空間で発生し、しかも心理的、感情的な要素が強く、音の大きさ以外に近隣との人間関係に左右されやすいという特徴から、苦情の解決が難しい事例が多くなっています。

このため、本市では自治会や集合住宅の管理組合などでチラシを回覧するなどの近隣騒音防止の啓発活動を推進して、苦情の解決を図るとともに騒音問題の生じにくい地域社会の形成に努めています。




近隣騒音についての啓発チラシ

# 第２節　水・土壌環境を守ります

## ●水質汚濁監視

### ⑴公共用水域の水質調査

本市には、大分県を代表する一級河川の大分川や大野川を始め、中小の河川やそれらの支川を含めると約400の河川があり、主に別府湾に流入しています。

これら公共用水域の水質については、水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により、国土交通省、大分県とともに14河川35地点、海域14地点で調査を行っています。

調査地点は図のとおりです。




| ＜大分市による調査＞ | | | ＜国土交通省による調査＞ | ＜大分県による調査＞ | |
|---|---|---|---|---|---|
| ①鳥越橋 | ⑫平野橋 | ㉘日岡橋 | ㎡明積橋 | ㊱住吉泊地(BSt-1) | ㊺辛幸沖(BSt-20) |
| ②新春日橋 | ⑬胡麻鶴橋 | ㉙丹生橋 | ㏗府内大橋 | ㊲乙津泊地(BSt-2) | ㊻大在地先(BSt-6) |
| ③新川橋 | ⑯滝尾橋 | ㉚川田橋 | ㏘光吉 | ㊳鶴崎泊地(BSt-3) | ㊼坂ノ市地先(BSt-7) |
| ④新川弁天橋 | ⑱平田橋 | ㉛王ノ瀬橋 | ㏙広瀬橋 | ㊴大分港(BSt-21) | ㊽佐賀関港(SGSt-3) |
| ⑤天神橋 | ⑲裏川橋 | ㉜落合橋 | ㏚弁天大橋 | ㊵大分港沖(BSt-4) | ㊾蔦島東(FSt-1) |
| ⑥小野鶴橋 | ㉑川添橋 | ㉝下八幡橋 | ㏛白滝橋 | ㊶日本製鉄地先(BSt-22) | |
| ⑨賀来橋 | ㉔八地蔵橋 | ㉞育英橋 | ㏜鶴崎橋 | ㊷クラサスケミカル地先(BSt-5) | |
| ⑩尼ヶ瀬樋門 | ㉕高田橋 | ㉟御幸橋 | ㏝家島 | ㊸高崎山沖(BSt-11) | |
| ⑪出合橋 | ㉖別保橋 | | ㏞海原橋 | ㊹日本製鉄沖(BSt-12) | |

（注）○□・・・環境基準点

### ⑵水質環境基準

河川・海域などの公共用水域には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、その達成・維持を図るため様々な施策を進めています。

健康項目については、すべての河川、海域に適用されており、生活環境項目については、河川では大分川、大野川、乙津川、原川、住吉川、祓川及び丹生川に、また、海域では本市周辺の別府湾及び北海部郡東部地先に適用されています。

（資料編Ｐ54資6-1～Ｐ61資6-7、Ｐ70資6-13～Ｐ71資6-15参照）

水質環境基準の概要

| 基準の種類 | 調査項目 | 基準が適用される水域 |
|---|---|---|
| 健康項目 | 重金属類（カドミウム、鉛など）、農薬等27項目 | すべての河川、海域 |
| 生活環境項目 | 水素イオン濃度（ｐＨ）、<br>生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）、<br>化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、<br>溶存酸素量（ＤＯ）等13項目<br>（河川、海域で項目が異なる） | 主な河川、海域<br>（利用目的によりＡＡ～Ｅに類型指定された水域及び水生生物の生息状況の適応性により生物Ａ～特Ｂ又は生物1～3に類型指定された水域） |

### ⑶河川の水質調査

河川の環境基準の達成状況は、生活環境項目については、大野川下流水域（鶴崎橋）及び乙津川水域（海原橋）にて、有機物の水質指標であるＢＯＤ75%水質値が環境基準を超過しました。基準超過の原因は、植物プランクトンの増殖による影響が考えられます。

また、健康項目については、すべての調査地点で環境基準を達成していました。

（資料編Ｐ62資6-8～Ｐ68資6-11参照）

河川の水質調査結果　　（単位：mg/ℓ）

| 水 域 名 | 類型 | 環境基準点 | ＢＯＤ75%水質値 | 達成状況 |
|---|---|---|---|---|
| 大分川上流 | Ａ | 天 神 橋 | 0.7 | ○ |
| 大分川中流 | Ａ | 府内大橋 | 0.9 | ○ |
| 大分川下流 | Ｂ | 広 瀬 橋 | 1.0 | ○ |
| | | 弁天大橋 | 2.0 | |
| 大野川下流 | Ａ | 白 滝 橋 | 0.6 | × |
| | | 鶴 崎 橋 | 3.5 | |
| 乙 津 川 | Ａ | 海 原 橋 | 2.5 | × |
| 原　　川 | Ｃ | 日 岡 橋 | 0.8 | ○ |
| 住 吉 川 | Ｃ | 新 川 橋 | 1.6 | ○ |
| 祓　　川 | Ｂ | 御 幸 橋 | 1.0 | ○ |
| 丹生川上流 | Ａ | 丹 生 橋 | 1.7 | ○ |
| 丹生川下流 | Ｂ | 王ノ瀬橋 | 0.8 | ○ |

(注)環境基準(ＢＯＤ75%水質値として)
Ａ：2mg/ℓ以下、Ｂ：3mg/ℓ以下、Ｃ：5mg/ℓ以下



河川調査地点例(滝尾橋)

### ⑷河川のダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、2025（令和7）年度は河川5地点、河川底質2地点でダイオキシン類の調査を行いました。

調査の結果、全調査地点で環境基準を達成していました。

河川のダイオキシン類調査結果

| 水域名 | 調査地点 | 水質（pg-TEQ/ℓ） | | 底質（pg-TEQ/g） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 測定値 | 達成状況 | 測定値 | 達成状況 |
| 住吉川 | 新川橋 | 0.038 | ○ | 0.77 | ○ |
| 祓川 | 御幸橋 | 0.10 | ○ | 0.46 | ○ |
| 乙津川 | 別保橋 | 0.093 | ○ | － | － |
| 原川 | 日岡橋 | 0.11 | ○ | － | － |
| 丹生川 | 王ノ瀬橋 | 0.11 | ○ | － | － |

（注）環境基準　水質：1pg-TEQ/ℓ以下　　底質：150pg-TEQ/g 以下

### ⑸河川のトリハロメタン生成能調査

小野鶴橋(大分川）、賀来橋(賀来川)及び胡麻鶴橋(七瀬川)の 3 地点で調査を行いました。

調査の結果、全調査地点で水質目標値を達成していました(資料編Ｐ69資6-12参照)。

### ⑹海域の水質調査

海域の環境基準の達成状況は、すべての調査地点で、健康項目、生活環境項目ともに環境基準を達成していました（資料編Ｐ71資6-16～Ｐ76資6-22参照)。

海域の水質調査結果　　（単位：mg/ℓ）

| 水域名 | | 調査地点 | 類型 | ＣＯＤ75%水質値 | 達成状況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 別府湾 | 住吉泊地 | 住吉泊地 | C | 2.2 | ○ |
| | 乙津泊地 | 乙津泊地 | C | 2.1 | ○ |
| | 鶴崎泊地 | 鶴崎泊地 | C | 2.0 | ○ |
| | 大分港 | 大分港 | B | 2.3 | ○ |
| | | 大分港沖 | | 2.1 | |
| | | 日本製鉄地先 | | 1.9 | |
| | | クラサスケミカル地先 | | 1.8 | |
| | 別府湾中央 | 高崎山沖 | A | 1.4 | ○ |
| | | 日本製鉄沖 | | 1.5 | |
| | 別府湾東部 | 辛幸沖 | A | 1.4 | ○ |
| | 大野川東部 | 大在地先 | B | 2.0 | ○ |
| | | 坂ノ市地先 | | 2.0 | |
| | 佐賀関港 | 佐賀関港 | B | 1.6 | ○ |
| 北海部郡東部地先 | | 蔦島東 | A | 1.1 | ○ |

(注)環境基準　（ＣＯＤ75%水質値として）
Ａ：2mg/ℓ以下、Ｂ：3mg/ℓ以下、Ｃ：8mg/ℓ以下

### ⑺海水浴場の水質調査

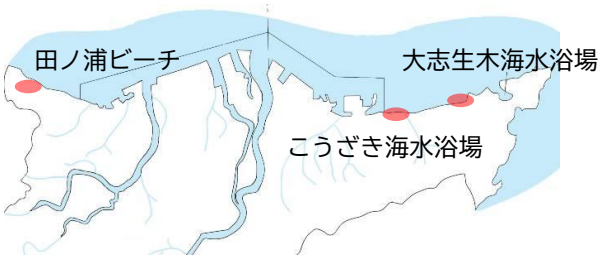
市内の主要な海水浴場について、4～5月（海水浴場開設前）と7月（開設中）に水質調査を行いました。

調査の結果、すべての海水浴場で環境省の定めた水浴場水質判定基準に適合していました（資料編Ｐ77資6-23～Ｐ78資6-24参照）。

海水浴場の水質調査結果

| 海水浴場 | 調査結果 | |
|---|---|---|
| | 開設前 | 開設中 |
| 大志生木海水浴場 | ＡＡ（適） | ＡＡ（適） |
| こうざき海水浴場 | ＡＡ（適） | ＡＡ（適） |
| 田ノ浦ビーチ | ＡＡ（適） | Ｂ（可） |

調査対象海水浴場




## ●生活排水処理施設の整備

### ⑴公共下水道の整備

良好な都市環境の形成と公衆衛生の向上に寄与するとともに、公共用水域の水質保全を図るために、市街化区域を中心に公共下水道の整備を推進しています。

2026（令和8）年3月31日現在の整備状況は表のとおりです（資料編Ｐ92資6-40参照）。

公共下水道の整備状況　［2026(R8)年３月31日現在］

| 大分市人口（人） | 処理区域 | | 処理人口普及率（%） | 処理施設数 |
|---|---|---|---|---|
| | 人口（人） | 面積（ha） | | |
| 469,294 | 341,446 | 6,324.5 | 72.8 | 5 |

### ⑵農業集落排水事業

農村地域における農業用水の水質保全、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与することを目的として、農業集落排水処理施設を市内2地区（吉野地区、市尾・木田地区）に整備しました。なお、本事業は、2025（令和7）年度から公共下水道事業へ移管されました。

農業集落排水処理施設の整備状況　［2025(R7)年３月31日現在］

| 処理区域 | | | 接続状況 | | | 処理施設数 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 計画戸数（戸） | 面積（ha） | 人口（人） | 接続戸数（戸） | 接続率（%） | 接続人口（人） | |
| 673 | 69.2 | 1,440 | 634 | 94 | 1,342 | 2 |

### ⑶浄化槽（合併処理浄化槽）の整備

公共下水道等が整備されておらず、かつ今後7年以上公共下水道の整備予定がない地域で、住宅に設置されている単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置替えする場合、予算の範囲内でその設置替え工事費を補助しています。

2026（令和8）年3月31日現在の浄化槽設置費補助による補助実績は、表のとおりです（資料編Ｐ93資6-41参照）。

補助金制度による浄化槽設置状況　　[2026（R8）年３月31日現在]

| 2025(R7)年度補助基数（基） | 総基数（基）（注） |
|---|---|
| 132 | 10,817 |

（注）1988(S63)年度からの累計基数

### ⑷汚水処理人口普及率

汚水処理人口普及率とは、公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽（合併処理浄化槽）の整備状況を表す指標です。2026（令和8）年3月31日現在の状況は、表のとおりです（資料編Ｐ94資6-42参照）。

汚水処理人口普及率　　[2026(R8)年３月31日現在]

| 行政区域内人口(人) | (A)<br>公共下水道処理人口(人) | (B)<br>農業集落排水施設処理人口(人) | (C)<br>浄化槽処理人口(人) | (A)+(B)+(C)<br>汚水処理人口計(人) | 汚水処理人口普及率(%) |
|---|---|---|---|---|---|
| 469,294 | 341,446 | 0 | 76,369 | 417,815 | 89.0 |

## ●工場・事業場の規制

### ⑴水質関係法令届出状況

2025（令和7）年度における水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・許可の受理件数は、表のとおりです。

水質汚濁防止法に基づく届出件数

| 設　置<br>(第5条第1項) | 有害物質使用・貯蔵設　置<br>(第5条第3項) | 構造等の変更<br>(第7条) | 氏名等の変更<br>(第10条) | 廃　止<br>(第10条) | 地位の承　継<br>(第11条) | 汚濁負荷量測定手法の届出・変更<br>(第14条第3項) | 報　告<br>(第22条) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 33 | 4 | 22 | 29 | 23 | 3 | 4 | 0 |

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可・届出件数

| 設　置<br>(第5条) | 構造等の変更<br>(第8条第1項) | 軽微な変　更<br>(第8条第4項) | 氏名等の変更<br>(第9条) | 廃　止<br>(第9条) | 地位の承　継<br>(第10条) |
|---|---|---|---|---|---|
| 11 | 9 | 1 | 3 | 7 | 0 |

2026（令和8）年3月31日現在の特定事業場数は、水質汚濁防止法の適用を受ける847事業場（指定地域特定施設を設置する125事業場を含む）と瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける49事業場をあわせて896事業場となっています（資料編Ｐ84～Ｐ86資6-30参照）。

**⑵排水基準と総量規制基準**

水質汚濁防止法に基づき、特定施設を設置する工場・事業場（特定事業場）から公共用水域に排出される排出水について規制を行っています（資料編Ｐ79資6-25～Ｐ81資6-27参照）。

特定事業場の排出水の規制の概要

| 種類 | | 項目 | 適用事業場 |
|---|---|---|---|
| 濃度規制 | 一　律排水基準 | 有害物質<br>28項目（カドミウム、シアン等） | 全特定事業場 |
| | | その他の項目<br>15項目（ＣＯＤ、ＢＯＤ等） | 日平均排水量50㎥以上の特定事業場 |
| | 上乗せ排水基準 | ＣＯＤ、浮遊物質量（ＳＳ）、油分 | 同上 |
| 総量規制 | 総量規制基　準 | ＣＯＤ、窒素含有量、燐含有量 | 同上 |

**⑶工場・事業場の立入検査**

特定事業場（指定地域特定施設を含む）及び公害防止協定等締結企業に立ち入り、規制基準の遵守状況、施設の管理状況等の検査を行い、改善等の必要な工場・事業場には指導を行っています。

2025（令和7）年度は67の工場・事業場を対象に、196件の立ち入り検査を行いました。その結果、排水基準の違反があった3事業場について、排水処理設備の維持管理等の指導を行いました。（資料編Ｐ83資6-28～資6-29参照）

**⑷ダイオキシン類汚染防止対策**

ダイオキシン類対策特別措置法の水質基準対象施設を設置する特定事業場及び公害防止協定を締結する企業に立ち入り、排出水の水質検査を行っています。

2025（令和7）年度は、6の工場・事業場において排出水の水質検査を行いました。

検査の結果、排出基準（10pg-TEQ/ℓ以下）を超過した工場・事業場はありませんでした。

（資料編Ｐ87資6-31～Ｐ88資6-33参照）

**●地下水質調査**

地下水には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、水質汚濁防止法に基づく水質測定計画により地下水の状況を監視しています（資料編Ｐ89資6-34～資6-35参照）。

**⑴概況調査**

10地点の井戸で概況調査を行った結果、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が1地点で環境基準を超過していました（資料編Ｐ90資6-36～資6-37参照）。

### ⑵継続監視調査

過去に環境基準の超過が認められた 8 地点の井戸で継続調査を行った結果、テトラクロロエチレンが 1 地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 1 地点で環境基準を超過していました。基準値を超えた井戸については、所有者に飲用しないようお知らせしています。

また、8 地点のうち、PFOA を使用していた工場敷地内にある 4 地点の井戸について、要監視項目である PFOS 及び PFOA の調査を行った結果、2 地点で指針値を超過していました。井戸の所有者である工場は、地下水の浄化対策を継続して実施しています（資料編Ｐ91 資 6-38 参照）。

### ⑶ダイオキシン類調査

7地点の井戸でダイオキシン類の調査を行った結果、全調査地点で環境基準を達成していました。

また、過去に環境基準の超過が認められた1地点の井戸とその周辺井戸1地点で継続監視調査を行った結果、過去に超過が認められた井戸で環境基準を超過していました。

（資料編Ｐ90資6-36、Ｐ91資6-38参照）

## ●土壌汚染対策

### ⑴土壌汚染対策法の施行状況

一定の規模以上の土地の形質の変更について、2025（令和7）年度は58件の届出があり、書類審査や現地調査の結果、土壌の汚染状況について調査を命じた事例はありませんでした。

また、2026（令和8）年3月31日現在、要措置区域（汚染の除去等の措置を必要とする土地）の指定はなく、形質変更時要届出区域（直ちに汚染の除去等の措置が不要な土地）の指定は11件となっています(資料編Ｐ91資6-39参照)。

### ⑵ダイオキシン類調査

2地点で土壌のダイオキシン類調査を行った結果、全調査地点で環境基準を達成していました。

調査地点図




調査結果

| 採取地点名 | 測定値 pg-TEQ/g | 達成状況 |
|---|---|---|
| 公園通り | 0.18 | ○ |
| 梅が丘 | 0.25 | ○ |

(注)環境基準　土壌：1,000 pg-TEQ/g 以下

**●住吉川浄化対策の取組**

市内中心部を流れる住吉川の流域には、住宅や飲食店等の事業場が集中しており、かつては中流から下流にかけて深刻な悪臭と水質の悪化がみられたことから、河川の浄化が急務の課題になっていました。

このため、「住吉川浄化対策推進協議会［1988（昭和63）年10月6日発足］」が設立され、流域の住民と行政が連携して住吉川浄化の取組を開始しました。流域住民はソフト面の活動に、行政はハード面の浄化対策に取り組んできた結果、今日では大幅に水質が改善されています。

**⑴住吉川浄化対策推進協議会**

住吉川浄化対策推進協議会は、「住吉川を浄化し、やすらぎとうるおいのある水辺空間づくりの推進」を目標に、流域7小学校区の住民等で組織され、生活排水対策、一斉清掃活動等の浄化対策に取り組んでいます。

2025（令和7）年度は、啓発用広報誌「住吉川だより」を2回発行し、流域の約15,000世帯に回覧して、やすらぎとうるおいのある水辺空間づくりを啓発しました。

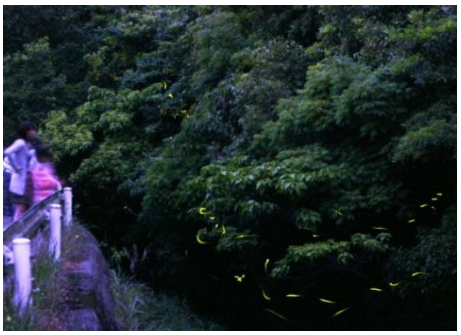
住吉川一斉清掃活動

| | |
|---|---|
| 開催日 | 2025(R7)年 11 月 2 日 |
| 場　所 | 住吉川(西田室橋から志手橋の間) |
| 参加者 | 約 140 人 |



住吉川上流のホタル観測

| | |
|---|---|
| 開催日 | 2025(R7)年 5 月下旬 |
| 場　所 | 住吉川上流（椎迫地区） |
| 観測数 | 38 匹（1 日あたり） |



**⑵ハード面の浄化対策**

**①公共下水道の整備**

住吉川流域の下水道普及率は、2026（令和8）年3月31日現在で97.7％となっています。

**②支川の清掃（浚渫(しゅんせつ)）**

住吉川流域の水路等の清掃（浚渫）を行っています。

2025（令和7）年度は、東春日町ほか、延長2,530ｍで実施しました。

## 公害苦情の状況

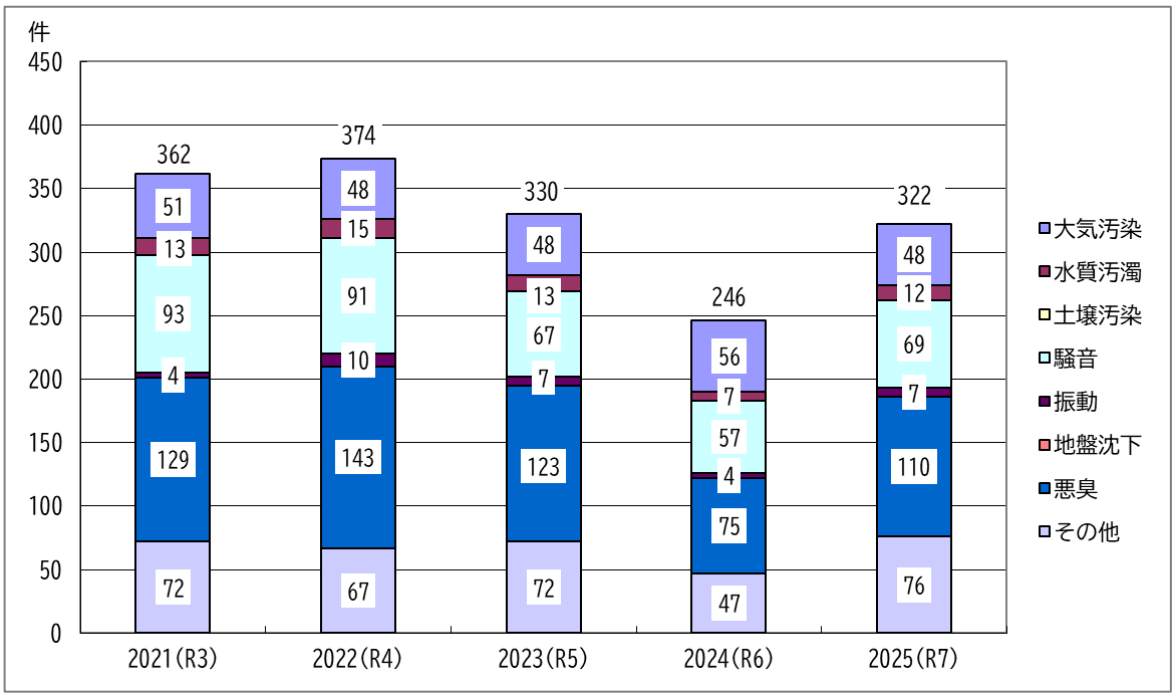
### ⑴概況

市民や事業者から寄せられる公害苦情については、地方自治法及び公害紛争処理法に基づき、苦情者への聞き取り、現地調査、発生源への指導等を通じて、その解決に努めています。

2025（令和７）年度における公害苦情の受理件数は、322 件となっています。

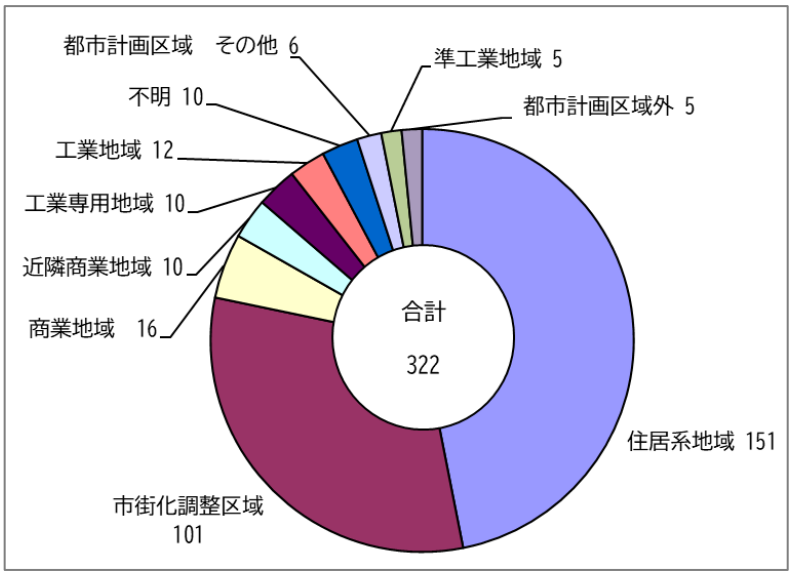
種類別に見ると、悪臭に係る苦情が 110 件で最も多く、次いで騒音、大気汚染となっています。

**公害苦情の受理件数の推移**

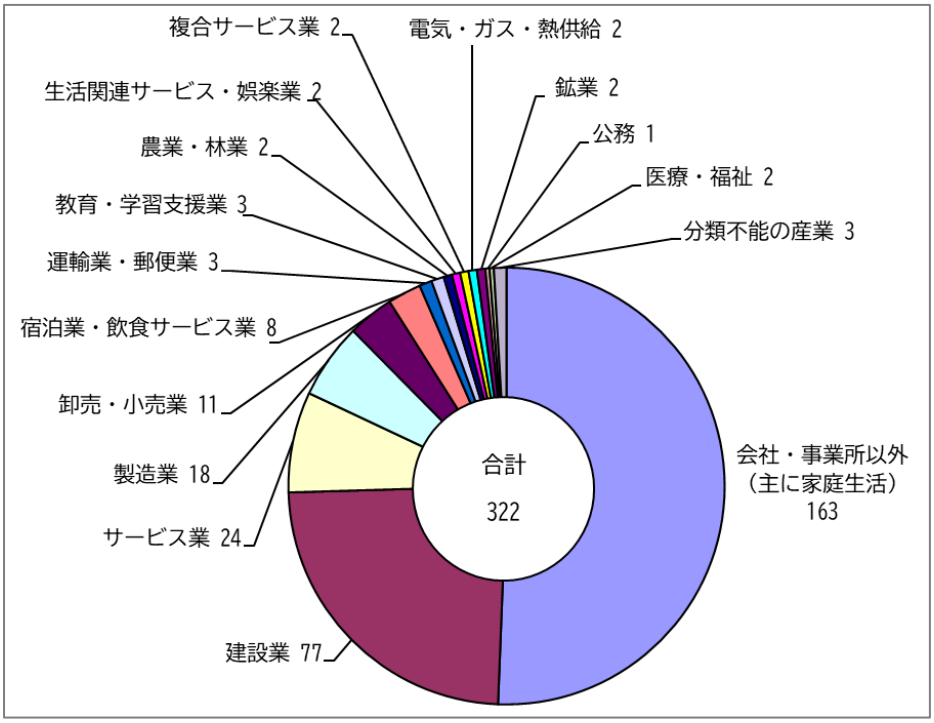



また、苦情の発生源を地域別に見ると用途地域では住居系地域での苦情が最も多く、業種別に見ると、会社・事業所以外（主に家庭生活）、建設業、製造業、サービス業の順になっています。

**2025（令和７）年度地域別苦情件数（件）**



**2025（令和 7）年度業種別苦情件数（件）**




### ⑵現況と対策

#### ①大気汚染

苦情件数は 48 件で、前年度と比較すると 8 件減少しています。粉じん苦情の主な原因は、工場の産業用機械の作動、工事・建設作業によるものであり、ばい煙苦情の主な原因は、焼却施設の不適正な管理、野外焼却によるものです。

工場、工事・建設作業に起因する粉じん苦情に対しては、散水等の適切な飛散防止対策を講ずるよう指導を行いました。また、ばい煙苦情に対しては、施設の管理方法の改善や廃棄物の適正処理を指導しました。

#### ②水質汚濁

苦情件数は 12 件で、前年度と比較すると 5 件増加しています。主な原因は、工場・事業場からの排水であり、その他に生活排水に関する苦情などがあります。工場・事業場からの排水に起因する苦情については、適切な排水処理を行うよう助言や改善の指導を行いました。

#### ③騒音・振動

苦情件数は 76 件で、前年度と比較すると 15 件増加しています。苦情の発生原因は、工事・建設作業、工場・事業場の順になっています。工場・事業場、工事・建設作業に起因する苦情については、立入検査を行い指導しました。規制の難しい近隣騒音苦情については、パンフレットの配布や市報による啓発・広報活動を通じてその解決に努めました。

**④悪臭**

苦情件数は 110 件で、前年度と比較すると 35 件増加しています。主な原因は、野外焼却であり、その他に、家庭生活や産業用機械の作動に起因する苦情などがあります。

家庭生活に起因する野外焼却の苦情については、個別の対応に加えて、市報等での広報活動を行いました。工場・事業場に起因する苦情については、悪臭防止施設の改善、維持管理の徹底を指導しました。

**⑤その他**

産業廃棄物の不法投棄や盛土に関する苦情等、典型 7 公害に含まれない苦情を 76 件受け付け、それぞれ所管する課が処理しました。

# 第４章

## 循環型社会の実現にみんなで取り組むまち

## （資源循環）

### 第１節　　４Ｒ※に取り組みます

### 第２節　　ごみの適正処理・資源循環を推進します

※4R（フォーアール）とは、
Refuse（リフューズ・発生回避）、Reduce（リデュース・ 発生抑制）、Reuse（リユース・再使用）、
Recycle（リサイクル・再資源化）の4つの頭文字をとったもの。

# 第１節　４Ｒに取り組みます

**●家庭ごみ有料化制度**

「家庭ごみの減量とリサイクルを推進すること」と「ごみ処理に係る費用負担の公平性を確保すること」を目的とし、家庭から出される「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」を対象に本市が指定した有料のごみ袋を使用する「家庭ごみ有料化制度」を導入しています。

**⑴有料化制度の対象のごみ**

◇燃やせるごみ　　◇燃やせないごみ

**⑵有料化制度の対象外のごみ**

◇缶・びん　　◇ペットボトル　　◇プラスチック製容器包装（資源プラ）
◇新聞類・その他紙類・布類（古紙・布類）　　◇スプレー缶・蛍光管等
◇乾電池・ライター　　◇剪定枝・落ち葉・草花　　◇ボランティアごみ
※資源物のリサイクルと緑化の推進を目的に対象外としています。

**⑶指定有料ごみ袋の種類と手数料の額（販売価格）**

排出量に応じて、5 種類のうちから選ぶことができます。

| 種類 | 大袋 | 中袋 | 小袋 | 特小袋 | ミニ袋 |
|---|---|---|---|---|---|
| 容量 | 45リットル相当 | 30リットル相当 | 20リットル相当 | 10リットル相当 | 5リットル相当 |
| 手数料額（1組）（税込） | 315円 | 210円 | 140円 | 70円 | 35円 |
| 外観 |  |  |  |  |  |

（注 1）指定有料ごみ袋は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」ともに同じ袋です。
（注 2）1 組当たり 10 枚入りです

**⑷大分市指定ごみ袋取扱所**

指定有料ごみ袋は、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、ドラッグストア等の「大分市指定ごみ袋取扱所」で販売しています。

2026(令和 8)年 3 月 31 日現在、取扱所は 497 店舗となっています。



大分市指定ごみ袋取扱所ステッカー

### ⑸制度導入後の排出状況

「家庭ごみ有料化制度」後の排出量等の推移は、表のとおりです。

家庭ごみ排出量の推移　　（ｔ）

| 年度 | 2013(H25)［基準年度］ | 2021（R3） | 2022（R4） | 2023（R5） | 2024（R6） | 2025（R7） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 燃やせるごみ | 90,507 | 86,858 | 86,477 | 83,455 | 81,411 | 81,793 |
| 燃やせないごみ | 5,121 | 5,480 | 5,066 | 4,766 | 4,653 | 4,574 |
| 合計 | 95,628 | 92,338 | 91,543 | 88,221 | 86,064 | 86,367 |
| 削減率(%)（対基準年度） | | 3.4 | 4.3 | 7.8 | 10.0 | 9.7 |

（注）基準年度は「家庭ごみ有料化制度」導入前年度の 2013(H25)年度。

## ●生ごみの減量化

家庭から出される燃やせるごみの約 30%を占める生ごみの減量を推進するため、「３きり運動」の市民への周知・啓発や生ごみ処理容器等の普及に努めています。

### ⑴３きり運動推進事業

食材を無駄なく使いきる「使いきり」、おいしく残さず食べる「食べきり」、生ごみをしっかりしぼる「水きり」を「３きり運動」として、広報誌やパンフレット、メディア等を通じて市民へ周知・啓発し、生ごみの減量化を図っています。



啓発ポスター

### ⑵生ごみ処理容器貸与事業

市民にコンポスト容器やボカシ容器（2 個 1 セット）を無償で貸与することで、生ごみの減量化・堆肥化を推進しています。また、貸与した使用者宅を巡回訪問し、利用状況の聞き取りや適正な使用方法を助言しています。

コンポスト容器




底のない容器を庭・畑に埋めて、生ごみの上に土を被せ、地中の微生物の力によって生ごみを発酵・分解させ堆肥化させる容器です。
コンポストは容量が大きいので、生ごみだけでなく落葉や枯れ草なども入れることができます。
生ごみの投入を終えてから、6ヶ月程度で堆肥になります。

生ごみ処理容器貸与実績　（個）

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| コンポスト | 428 | 429 | 348 | 355 | 345 |
| ボカシセット | 81 | 56 | 67 | 62 | 67 |
| 減量効果(t) | 275 | 252 | 244 | 231 | 217 |

（注）減量効果は推計値。各処理容器の処理能力により算出。

### ⑶生ごみ処理機器購入等補助事業

電動式・非電動式の生ごみ処理機器を購入した市民に対して、補助金を交付しています。2021（令和 3）年度からは、補助率を本体購入価格の 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げました（上限：電動式 3 万円、非電動式 1 万 5 千円）。

また、ディスポーザについては、設置経費を補助（上限：3 万円）しています。

生ごみ処理機器購入等補助実績　（個）

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 電動式 | 129 | 106 | 75 | 73 | 74 |
| 非電動式 | 15 | 7 | 2 | 2 | 1 |
| ディスポーザ | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 減量効果(t) | 54 | 62 | 63 | 64 | 62 |

（注）減量効果は推計値。各処理容器の処理能力により算出。

### ⑷段ボールコンポストセット普及啓発事業

段ボールコンポストとは、「段ボール箱」に「ピートモス」、「もみ殻くん炭」を混ぜ合わせたものに、生ごみを入れ堆肥化するものです。1 世帯に 1 セットずつ年間 4 セットの支給を行い、4 セット終了後、再度申請することにより、継続して生ごみの減量に取り組むことができます。




段ボールコンポスト容器の作り方

段ボールコンポストセット支給件数

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 支給件数（件） | 1,141 | 1,558 | 1,371 | 1,308 | 1,144 |
| 減量効果(t) | 51 | 70 | 62 | 59 | 52 |

(注 1)「段ボール箱」「ピートモス」「もみ殻くん炭」がセットになっています。

(注 2)減量効果は推計値

**●食べきり！おおいた３０１０運動**

宴会等での大量の食べ残しを減らすため、宴会のはじめの 30 分と終わりの 10 分は席について食事を楽しむ「食べきり！おおいた３０１０運動」を市民・事業者に向け、呼びかけています。

この運動は、生ごみを減らすための「３きり運動」の中の「食べきり」の取組のひとつとして推進しています。事業者や市民へは、街頭啓発等を通じてこの運動を周知・啓発するほか、特に飲食店へはポスターの掲示を依頼しています。



啓発ポスター

**●資源物回収事業**

**⑴資源物の分別回収**

家庭から排出される資源物である「缶・びん」「ペットボトル」「新聞類・その他紙類・布類」「プラスチック製容器包装」の分別回収を行い、リサイクルを推進しています。

なお、汚れの落ちにくいレトルト容器や洗いにくいラップ・チューブ類などは「燃やせるごみ」として排出するよう呼びかけています。

資源物の分別回収量　（ｔ）

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 缶・びん | 4,153 | 4,075 | 3,755 | 3,543 | 3,012 |
| ペットボトル | 1,640 | 1,660 | 1,630 | 1,629 | 1,547 |
| 新聞類・その他紙類・布類 | 10,232 | 9,656 | 8,764 | 7,920 | 7,389 |
| プラスチック製容器包装 | 3,614 | 3,561 | 3,249 | 3,187 | 3,023 |

**⑵牛乳パック回収事業**

牛乳やジュースの紙パックの再資源化を図るため、本市の施設（本庁・支所・地区公民館など）21 箇所に回収箱を設置し、回収を行っています。

牛乳パック回収事業実績

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 回収重量(kg) | 591 | 980 | 739 | 785 | 851 |

**●有価物集団回収事業**

市民参加のリサイクル運動として 1976（昭和 51）年度に開始した新聞紙等の集団回収は、ごみの減量・再資源化の推進に成果を上げるとともに、活動を通じて良好な地域コミュニティづくりに貢献してきました。

1993（平成 5）年度には、回収団体の活動意欲の高揚を図るため、定額制による報償金制度を導入

しました。

この運動をさらに拡大し、地域に密着させていくため、1996（平成 8）年度からそれまでの定額制に加え、従量制を取り入れた制度の見直しを行いました。

報償金対象品目は、古紙類、布類、廃食用油（開始年度は H23)、缶類（同 H29)、びん類（同 R3）となっています。

有価物集団回収実施状況

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施団体 | 363 | 355 | 309 | 287 | 260 |
| 回収重量(t) | 2,186 | 1,950 | 1,620 | 1,431 | 1,316 |

※2025(R7)年度の回収重量は、報償金対象品目の重量のみ掲載。

**●ごみ減量推進事業所**

「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に基づき、大規模事業所を「ごみ減量推進事業所」として指定し、廃棄物管理責任者の選任や廃棄物の減量に関する計画書の作成・提出を求めることにより事業系廃棄物の減量を図っています。

2026（令和 8）年 3 月 31 日現在、113 事業所を「ごみ減量推進事業所」として指定しています。



標識

**●ごみ減量リサイクル啓発推進事業**

市民のごみの減量・リサイクルを推進するため、市報・ホームページなどを通じた分別方法の周知や、子どもを対象とした環境教育に取り組むほか、各種イベントでは出展ブースにおいて市民に直接啓発を行っています。

2025（令和 7）年度は市報内特集ページ「リサイクルおおいた」、SNS などを通じて周知啓発を行いました。また幼児等を対象とした、ごみ減量アニメーション動画を活用し、幼稚園等を訪問して、環境教育の一環として読み聞かせを行いました。


幼稚園や認定こども園での環境教育の様子


「大分市ホームタウン DAY」特設ブース出展

## ●大分エコライフプラザでの４Ｒの啓発・推進

大分エコライフプラザでは、４Ｒ（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の取組に関する啓発や情報発信の拠点として、多様な環境学習の場面や機会を提供しています。



大分エコライフプラザの外観

### ⑴概要

所 在 地：大分市大字福宗 618 番地（大分市福宗環境センター併設）
目　　的：体験教室などを通じて市民に気軽に楽しみながらエコに触れてもらう施設
開館時間：午前 9 時～午後 5 時
休 館 日：毎週月曜日（ただし祝日・休日の場合は翌日以降の平日）

### ⑵取組

①再生家具と再生自転車の無料抽選会

毎月第 1 日曜日に、粗大ごみとして出された家具や自転車のうち、まだ使えるものや簡単な整備で使えるようになるものを修理し、無料（自転車の防犯登録料 700 円は実費）で譲渡する抽選会を開催しています。



①再生家具と再生自転車の無料抽選会

②古着・おもちゃの引受・引渡、絵本の交換

古着とおもちゃのリユースコーナーを設け、家庭で不用になった古着やおもちゃを無料で引き受け、希望する方へ無料で引き渡しています。また、家庭で不要になった絵本を「大分エコライフプラザ」の絵本と交換しています。

③エコライフ体験教室

体験工房において、ごみ減量活動の一環としてさまざまな体験教室を毎月開催しており、「古布の小物づくり」、「革小物づくり」などを行っています。

④フリーマーケット

毎月第 1 日曜日（雨天中止、8,9 月は夏季休止、1,2 月は冬季休止）に、個人やグループによる日用雑貨や衣類などのフリーマーケット（出店無料）を開催しています。



④フリーマーケット

⑤おもちゃの交換会

毎月第 1 日曜日に、家庭で不用になったおもちゃを持ち寄り、ポイントに交換し、貯めたポイントで会場内のおもちゃと交換する「おもちゃの交換会」（かえっこバザール）を開催しています。

**●多量排出事業者に対する指導**

事業活動に伴って、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の前年度の発生量が 1,000 トン以上又は特別管理産業廃棄物の前年度の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者に対し、産業廃棄物の減量等に関する処理計画の作成を徹底させるとともに、排出抑制、再生利用の推進について指導及び助言を行っています。

また、多量排出事業者から提出された「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理計画書」及び「処理計画に係る実施状況報告書」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市ホームページで公表しています。

2025（令和 7）年度の処理計画書等の提出状況は表のとおりです。

処理計画書及び実施状況報告書提出事業者数

| 業　種 | 処理計画書 | | 処理計画実施状況報告書 | |
|---|---|---|---|---|
| | 産業廃棄物 | 特別管理産業廃棄物 | 産業廃棄物 | 特別管理産業廃棄物 |
| 採石業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 建設業 | 42 | 1 | 40 | 1 |
| 製造業 | 20 | 20 | 18 | 19 |
| 鉱業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 電気・ガス・水道業 | 13 | 0 | 13 | 0 |
| 通信業 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療業 | 0 | 7 | 0 | 8 |
| サービス業 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 75 | 29 | 71 | 29 |

（注）多量排出事業者は「処理計画書」を提出し、次年度にその計画に対する「処理計画実施状況報告書」を提出するため、事業者数の合計が異なる場合があります。

**●剪定枝等のリサイクル**

本市の埋立場の延命化と資源の再利用を図るため、埋立場に搬入される廃棄物の中で、造園事業者から排出される庭木、公園内の樹木の剪定枝等のリサイクルを行っています。剪定枝等を細かく砕いて作られたウッドチップは、肥料として活用されています。

剪定枝資源化量　（t）

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 資源化量 | 454 | 447 | 431 | 395 | 328 |

# 第２節　ごみの適正処理・資源循環を推進します

**●産業廃棄物処理施設等の設置状況**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく産業廃棄物処理施設の設置や、産業廃棄物処分業の許可については、「大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱」（平成９年４月１日施行）に基づく事前協議等を通じて、十分な技術上の審査等を行い、産業廃棄物の適正処理を推進しています。

産業廃棄物処理施設等の設置数　［2026(R8)年３月31日現在］

| 処理施設の種類 | 許可対象施設 | 許可対象外施設 | 計 |
|---|---|---|---|
| 汚泥の脱水施設 | 24 | 7 | 31 |
| 汚泥の乾燥施設 | 1 | 4 | 5 |
| 廃油の油水分離施設 | 2 | 6 | 8 |
| 廃酸・廃アルカリの中和施設 | 4 | 6 | 10 |
| 廃プラスチック類の破砕施設 | 24 | 49 | 73 |
| 木くず又はがれき類の破砕施設 | 94 | 36 | 130 |
| コンクリート固形化施設 | 1 | 0 | 1 |
| 汚泥の焼却施設 | 7 | 1 | 8 |
| 廃油の焼却施設 | 9 | 1 | 10 |
| 廃プラスチック類の焼却施設 | 8 | 1 | 9 |
| その他の産業廃棄物の焼却施設 | 9 | 4 | 13 |
| その他の産業廃棄物の破砕施設 | 0 | 15 | 15 |
| その他の産業廃棄物処理施設 | 0 | 122 | 122 |
| 産業廃棄物の最終処分場 | 17 | 0 | 17 |
| 合　　計 | 200 | 252 | 452 |

（注）許可対象外施設…廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第７条に規定する産業廃棄物処理施設以外の処理施設であり、設置許可の対象ではないが、産業廃棄物処分業の許可対象となる施設

**●処理業者等に対する立入検査**

産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、排出事業者や処理業者に対する立入検査を実施し、処理基準の遵守と減量化・資源化等の推進について指導を行っています。

立入検査件数　（件）

| 検査・調査内容 | 件数 |
|---|---|
| 事業所立入検査 | 750 |
| 事業所水質検査 | 108 |
| 焼却施設等ダイオキシン類濃度検査 | 4 |
| 合　　計 | 862 |

**●不法投棄パトロール**

廃棄物の不法投棄を早期に発見し、また不法投棄を未然に防止するため、山間部や海岸部等の不法投棄されやすい場所を中心に産業廃棄物監視員によるパトロールを行うとともに、不法投棄を発見した場合には、原因者を究明し、原因者による原状回復を基本とした対応を行っています。

廃棄物の不法投棄発見件数の推移　（件）

| 年度 | | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般廃棄物 | | 146 | 162 | 106 | 71 | 149 |
| | 家電 | 45 | 42 | 36 | 21 | 39 |
| | その他家庭ごみ | 101 | 120 | 70 | 50 | 110 |
| 産業廃棄物 | | 5 | 17 | 10 | 17 | 18 |
| 合　　計 | | 151 | 179 | 116 | 88 | 167 |

**●その他の不法投棄防止対策**

**⑴「ごみの不法投棄防止強化月間」行事**

毎年 11 月を「ごみの不法投棄防止強化月間」と定め、この期間中、横断幕の掲示による不法投棄防止の呼び掛け、山間部等のパトロールや投棄物の撤去、その他広報活動により不法投棄防止運動を展開しています。



山間部等のパトロールの様子

**⑵日本郵便株式会社からの不法投棄の情報提供**

大分市内を管轄する 8 郵便局と「不法投棄の情報提供に係る協力活動に関する協定」を締結しています。この協定では、配達や渉外業務で市内を巡回する郵便局の社員が、不法投棄された廃棄物を発見した場合に、市へ情報を提供することにより、市民の良好な生活環境の保全及び地域社会づくりに資することを目的としています。

**●災害廃棄物処理対策事業**

南海トラフ地震や別府湾地震等の大規模災害が発生した場合は、「大分市災害廃棄物処理計画」（2023（令和 5）年 3 月改定）に基づき災害廃棄物を適正に処理します。また、近隣自治体が被災した場合は、連絡窓口を設置するなど、迅速に支援体制を構築することとしています。

**●焼却灰、飛灰の再資源化**

本市では最終処理場の延命化を図るため、一般廃棄物の焼却灰及び飛灰をセメント原料等として再資源化に努めています。再資源化量は表のとおりです。

再資源化量　（ｔ）

| 年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 焼却灰 | 1,803 | 1,856 | 1,696 | 1,527 | 2,730 |
| 飛　灰 | 2,353 | 2,024 | 2,035 | 1,917 | 1,945 |

**●使用済自動車の再資源化に関する法律に基づくフロン類回収業者の登録**

フロン類回収業を行おうとする場合は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）により、登録が義務付けられています。

2026（令和 8）年 3 月 31 日現在、自動車リサイクル法に基づき 34 事業者がフロン類回収業者として、登録されています。

**●農産物等認証制度の推進**

GAP（農業生産工程管理）等の認証制度に取り組む農業者を支援することにより、環境に配慮した農業を推進しています。

2025（令和 7）年度は、認証制度推進に必要な知識習得のため、本市職員が研修会に参加しました。

**●資源循環型農業推進事業**

家畜の排せつ物を良好な状態に整えるための発酵促進剤や微生物資材等を活用し、良質な堆肥の生産に取り組む畜産農家を支援しています。

2025（令和 7）年度は、畜産農家 9 戸の取組を支援しました。



畜産農家の堆肥処理施設

# 第５章

## ゼロカーボンシティを実現するまち

（地球環境）

第１節　　気候変動の緩和策に取り組みます

第２節　　気候変動の適応策に取り組みます

第３節　　事業者等と連携した取組を推進します

# 第１節　気候変動の緩和策に取り組みます

地球温暖化は、地球全体の環境に影響を及ぼし、人類の生存基盤を危うくしかねない深刻な問題です。

我が国においても、温室効果ガスの排出を削減することが喫緊の課題となっており、気象庁のデータ（資料編Ｐ110 資 8-1～Ｐ111 資 8-2 参照）によると、大分市の年平均気温は、この 100 年の間で約 1.8℃上昇しています。

このような中、本市では「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、温室効果ガスの排出の抑制等を行う施策を総合的、計画的に推進しています。また、温室効果ガスの排出削減に向けた様々な取組を推進するため、市民、事業者、各種団体、学識経験者からなる「地球温暖化対策おおいた市民会議」（資料編Ｐ112 資 8-3～Ｐ114 資 8-4 参照）を設置しています。この会議を中心に施策の検討、推進、評価を行い、その成果は施策のみならず実行計画の見直しに反映させています。

大分市の地球温暖化対策の主な動き

| 年月 | 事項 |
|---|---|
| 2000（H12）年　3 月 | 「大分市環境基本計画」策定 |
| 2006（H18）年　12 月 | 「大分市環境基本条例」制定 |
| 2007（H19）年　12 月 | 「地球温暖化対策おおいた市民会議」設立 |
| 2008（H20）年　3 月 | 「第 2 次大分市環境基本計画」策定 |
| 2008（H20）年　6 月 | 「大分市地球温暖化対策行動指針」策定 |
| 2009（H21）年　9 月 | 「おおいた市民環境大学」創設 |
| 2010（H22）年　5 月 | 市役所本庁舎に「緑のカーテン」設置開始 |
| 2011（H23）年　5 月 | 東日本大震災に伴い、節電の取組強化（夏・冬の節電キャンペーンの開始） |
| 2012（H24）年　4 月 | 住宅用太陽光発電設備への補助を開始 |
| 2013（H25）年　3 月 | 「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定 |
| 2014（H26）年　4 月 | 家庭用燃料電池（エネファーム）への補助を開始 |
| 2016（H28）年　4 月 | 定置用リチウムイオン蓄電池、公民館用太陽光発電設備への補助を開始 |
| 2017（H29）年　3 月 | 「第 3 次大分市環境基本計画」策定 |
| | 「第 2 期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定 |
| 2021（R3）　年　3 月 | 「第 3 期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定 |
| 2022（R4）　年　5 月 | Ｖ２Ｈ（ＥＶ・ＰＨＶ充放電設備）への補助を開始 |
| 2023（R5）　年　8 月 | 宅配ボックスへの補助を開始 |
| | 省エネ家電（エアコン・冷蔵庫）への補助を開始 |
| 2024（R6）　年　9 月 | 「第 4 期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」策定 |
| 2025（R7）　年　3 月 | 「第 4 次大分市環境基本計画」策定 |
| 2026（R8）　年　2 月 | 本市の取組が環境省の「脱炭素先行地域」に採択 |

**●大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）**

本計画では、市域の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定め、市民・事業者・行政のすべての主体が温室効果ガスの排出削減や、起こり得る気候変動への適切な対応に積極的に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会を実現し、子どもたちに美しい大分を残すことを目的としています。

**⑴第 4 期実行計画（区域施策編）の計画期間、数値目標**

2024（令和 6）年 9 月に「第 4 期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。この計画では、2024（令和 6）年度から 2030（令和 12）年度までの 7 年間を計画期間とし、中期目標として、2030（令和 12）年度までに、本市全体（特定事業所を除く）で 2013（平成 25）年度比で、50％以上削減（特定事業所においては 2030 年度までに 2013 年度比で 30％削減）、長期目標として、2050 年までに本市全体でカーボンニュートラルを達成という目標を定めています。なお、数値目標は以下のとおりです。

| 第 4 期大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 温室効果ガスの削減目標 | 削減目標の対象 | | 基準値<br>[2013(H25)年度] | 報告値<br>[2022（R4）年度] | 中期目標<br>[2030(R12)年度]<br>基準（2013(H25)）年度比 |
| | 総排出量 | | 27,005 千 t-$CO_2$ | 23,719 千 t-$CO_2$<br>（基準年度比 12.2%減） | 32.7%削減 |
| | 産業部門 | 特定事業所 | 20,667 千 t-$CO_2$ | 18,438 千 t-$CO_2$<br>（基準年度比 10.8%減） | 30.0%削減 |
| | | 特定事業所以外 | 590 千 t-$CO_2$ | 212 千 t-$CO_2$<br>（基準年度比 64.0%減） | 74.5%削減 |
| | 業務部門 | | 760 千 t-$CO_2$ | 510 千 t-$CO_2$<br>（基準年度比 32.9%減） | 62.4%削減 |
| | 家庭部門 | | 879 千 t-$CO_2$ | 646 千 t-$CO_2$<br>（基準年度比 26.5%減） | 66.6%削減 |
| | 運輸部門 | | 1,002 千 t-$CO_2$ | 864 千 t-$CO_2$<br>（基準年度比 13.8%減） | 21.5%削減 |

**⑵実行計画（区域施策編）に係る 2022（令和 4）年度実績**

2022（令和 4）年度の温室効果ガスの総排出量は、計画基準年度［2013（平成 25）年度］比で 12.2％減となっています。

**●大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）**

本計画は、「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合及びエコ・オフィス運動（本市独自の温室効果ガス排出削減率先行動）との統合を図り、本市が実施している事務事業に係る温室効果ガス排出量の計画的な削減を目的としています。

### ⑴第 6 期実行計画（事務事業編）の計画期間、数値目標

2024（令和 6）年 9 月に策定した「第 6 期大分市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、基準年度を 2013（平成 25）年度として、2024（令和 6）年度から 2030（令和 12）年度までの 7 年間を計画期間とし、表のとおり削減目標を定めています。

<table>
<tr><th></th><th>第 6 期大分市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)<br>[基準年度：2013（平成 25)年度　目標年度：2030（令和 12）年度]</th></tr>
<tr><td>対象物質</td><td>①二酸化炭素（$CO_2$）<br>②メタン（$CH_4$）<br>③一酸化二窒素($N_2O$)<br>④ハイドロフルオロカーボン類（ＨＦＣｓ）</td></tr>
<tr><td>排出量等の削減目標</td><td>・温室効果ガスの総排出量に関する削減目標
<table>
<tr><th>目標の対象</th><th>削減目標</th></tr>
<tr><td>温室効果ガス総排出量</td><td>49.5%削減</td></tr>
</table>
・温室効果ガスの排出量（一般廃棄物処理部門を除く）に関する削減目標
<table>
<tr><th>目標の対象</th><th>削減目標</th></tr>
<tr><td>温室効果ガス排出量（一般廃棄物処理部門を除く）</td><td>68.5%削減</td></tr>
</table>
・原単位あたりの目標
<table>
<tr><th>目標の対象</th><th>削減目標</th></tr>
<tr><td>本市所管施設の床面積（1 ㎡）あたりの電気使用量</td><td>50%削減</td></tr>
<tr><td>公用車 1 台あたりのエネルギー使用量</td><td>50%削減</td></tr>
</table>
・分野別（項目別）目標<br>[直接的に温室効果ガスの排出削減に繋がる項目]
<table>
<tr><th>目標の対象</th><th>数値目標</th></tr>
<tr><td>電気の使用に基づく温室効果ガス排出量</td><td>62.4%削減</td></tr>
<tr><td>燃料の使用に基づく温室効果ガス排出量（公用車除く）</td><td>90.7%削減</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量</td><td>10.7%削減</td></tr>
<tr><td>一般廃棄物中のプラスチック類の焼却に伴う<br>温室効果ガス排出量</td><td>35.2%削減</td></tr>
</table>
[間接的に温室効果ガスの排出削減に繋がる項目]
<table>
<tr><th>目標の対象</th><th>数値目標</th></tr>
<tr><td>水使用量</td><td>32.5%削減</td></tr>
<tr><td>コピー用紙購入量</td><td>±0 削減</td></tr>
<tr><td>庁舎等から発生する廃棄物量</td><td>11.7%削減</td></tr>
<tr><td>庁舎等から発生する廃棄物のリサイクル率</td><td>73.1%以上</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

### ⑵第 6 期実行計画（事務事業編）に係る 2025（令和 7）年度実績

2025（令和 7）年度実績は、2013（平成 25）年度（基準年度）との比較で 17.5%(157,207ｔ-$CO_2$）の減少となりました。主な要因としては、一般廃棄物中のプラスチック類の焼却量が減少したことが挙げられます。

本計画で対象とする温室効果ガスの 2024（令和 6）年度における活動区分別排出量、種類別排出量及び計画の目標達成状況は、資料編Ｐ117 資 8-7～Ｐ118 資 8-9 のとおりです。

**●再エネ・省エネ設備設置費補助事業**

住宅に定置用リチウムイオン蓄電池やＶ２Ｈを設置する市民等に対し、設置費用の一部を補助することにより、省エネ等の設備の導入を推進しています。

2025（令和7）年度は蓄電池134件、Ｖ２Ｈ 6件の設置費用を補助しました。

**●家庭用燃料電池導入推進事業**

住宅にエネファームを設置する市民に対し、設置費用の一部を補助することにより、その導入を推進しています。

2025（令和7）年度は、12件の設置費用を補助しました。なお、制度については表のとおりです。

| | |
|---|---|
| 補助対象設備 | エネファーム<br>※（一社）燃料電池普及促進協会が指定した設備に限る |
| 補助金額 | 10万円(1台/年度) |

**●省エネ家電購入促進事業**

省エネ性能の高い家庭用のエアコンと冷蔵庫の購入費用の一部を補助し、導入を推進することにより、消費電力を抑制し、家庭における温室効果ガスの排出削減の取組を推進しています。

2025（令和7）年度は、5,248件（エアコン1,953件、冷蔵庫3,295件）の購入費用を補助しました。

**●宅配ボックス設置助成事業**

宅配ボックスの購入及び設置費用の一部を補助し、導入を推進することにより、宅配での再配達を抑制し、物流における温室効果ガスの排出削減の取組を推進しています。

2025（令和7）年度は、戸建住宅277件、集合住宅66件、計343件の設置費用を補助しました。

**●太陽光発電設置事業**

**⑴大分市市民共同発電事業**

ＮＰＯ法人が市有施設に設置した太陽光発電設備により発電された電気代相当額を、交付金として当該ＮＰＯ法人等に交付する「大分市市民共同発電事業」を行っています。

2026（令和8）年3月31日現在、古国府浄水場[2008（平成20）年設置]、高崎山おさる館[2009（平成21）年設置]及び大分市学校給食西部共同調理場[2010（平成22）年設置]に設置された、3基の太陽光発電設備が稼働しています。

**⑵大分市公有財産の屋根貸し等による太陽光発電事業**

再生可能エネルギーの普及啓発を目的に、本市が所有する公共施設の屋根等を民間事業者等に有償で貸与し、その民間事業者等が太陽光発電設備を設置し、20年以内の期間で売電する事業です。

| 施設 | 面積 | 開始年度 | 設備規模 |
|---|---|---|---|
| 光明園跡地(市有地) | 4,500㎡ | 2013(H25)年度 | 241.5kW |

**●節電啓発事業**

市民、事業者に節電の取組を広く呼びかけるために、「地球温暖化対策おおいた市民会議」と協働して節電キャンペーンを展開しています。

キャンペーン実施期間中は、自治会でのポスター掲示等を通じて節電の協力を呼びかけています。



節電ポスター（夏）

⑴「みんなで節電 2025 夏」

実施期間：2025（令和 7）年 6 月 1 日～9 月 30 日

⑵「みんなで節電 2025 冬」

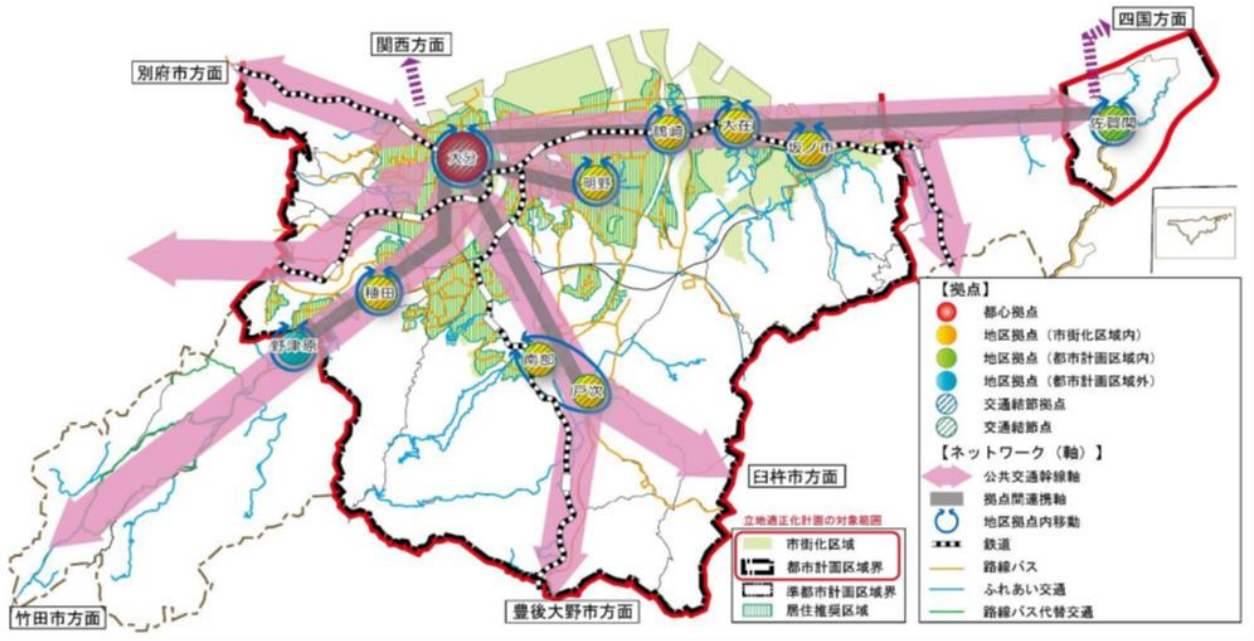
実施期間：2025(令和 7)年 12 月 1 日～ 2026(令和 8)年 3 月 31 日

**●大分市地域公共交通計画**

本市では、「大分市にとって望ましい公共交通のすがた」を明らかにするとともに、市民、交通事業者、行政が連携し、様々な取組を推進するため、2022（令和 4）年 3 月に地域公共交通のマスタープランとなる「大分市地域公共交通計画」を策定しました。

本計画に基づき、環境負荷の低減に寄与する公共交通の利用促進や地域における移動手段の確保・維持に取り組んでいます。

主な事業は、次のとおりです。



本市の地域公共交通網のあるべき姿

**⑴鉄道駅バリアフリー化推進事業**

1 日当たりの平均利用者数が 3,000 人以上の鉄道駅において、エレベーターや多目的トイレの設置などバリアフリー化を推進し、利便性の向上を図っています。

【整備済】大分駅、鶴崎駅、大在駅、高城駅

**⑵低床バス車両購入費補助事業**

市内を運行する路線バスにノンステップバス等の車両を導入する際に補助金を交付しています。

**⑶バスロケーションシステム「バスどこ大分」の周知広報**

スマホ等で路線バスの位置や経路などの運行情報が閲覧できる「バスどこ大分」の周知広報を行っています。

**⑷ふれあい交通運行事業**

交通不便地域において最寄りの路線バスまで運行する乗合タクシー「ふれあい交通」を運行しています。2026（令和 8）年 3 月 31 日現在、市内 34 ルートで運行しています。

**⑸グリーンスローモビリティ運行事業**

2023（令和 5）年度から、野津原や佐賀関、大南の 3 地域で既存の公共交通を補完するグリーンスローモビリティを運行しています。

**⑹自動運転の実験運行**

ドライバー不足や過疎地域における移動手段の確保など、地域公共交通が抱える課題の解決に資する自動運転技術の調査を行っています。



バスロケーションシステムのトップページ


グリーンスローモビリティ

**●防犯灯設置・管理費補助事業**

防犯灯の消費電力削減効果などを考慮し、自治会等が設置している防犯灯のＬＥＤ化を呼びかけています。

自治会等が負担する防犯灯に係る設置費に対して 3 分の 2［指定区域(条例に基づいた過疎対策地域)や自治会はざま防犯灯については 10 分の 9］、管理費に対して 3 分の 1 の補助を行っています。また、10W 相当のＬＥＤ防犯灯器具の現物支給を行っています。

2025（令和 7）年度は、396 灯の防犯灯をＬＥＤ化しました。

**●次世代自動車の導入**

自動車排出ガスによる大気汚染や地球温暖化を防止し、併せて市民への啓発を目的として、公用車に次世代自動車を導入する取組を推進しています。

次世代自動車は、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車です。

次世代自動車には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車などがあります。



公用車に導入している燃料電池自動車

2026（令和8）年3月31日現在、公用車13台に次世代自動車を導入しています。その内訳は、燃料電池自動車2台、電気自動車2台、ハイブリッド自動車8台、プラグインハイブリッド自動車1台となっています。

**●ごみ焼却余熱利用発電**

佐野清掃センター清掃工場及び福宗環境センター清掃工場では、焼却によって発生する熱を積極的に利用した高効率の発電設備（佐野清掃センター清掃工場：9,500kW、福宗環境センター清掃工場6,000kW）を設置し、工場内の機械設備や冷暖房等に利用するほか、余剰電力を電力会社に売電しています。さらに、佐野清掃センター清掃工場では、隣接する佐野植物公園に温水を供給しています。

| 年度 | 施設名 | 発電電力量(MWh)（注） | 売電電力量(MWh)（注） | 売電収入額(億円) |
|---|---|---|---|---|
| 2021(R3) | 佐野清掃工場 | 33,270 | 7,992 | 0.91 |
| | 福宗清掃工場 | 32,917 | 21,332 | 1.89 |
| 2022(R4) | 佐野清掃工場 | 30,730 | 6,798 | 0.79 |
| | 福宗清掃工場 | 30,628 | 19,726 | 1.74 |
| 2023(R5) | 佐野清掃工場 | 30,933 | 6,599 | 0.64 |
| | 福宗清掃工場 | 32,121 | 20,698 | 1.82 |
| 2024(R6) | 佐野清掃工場 | 30,208 | 5,828 | 0.47 |
| | 福宗清掃工場 | 31,581 | 20,328 | 1.71 |
| 2025(R7) | 佐野清掃工場 | 30,751 | 5,983 | 0.40 |
| | 福宗清掃工場 | 30,353 | 19,105 | 1.34 |

（注）MWh＝1000kWh

## ●大分市下水汚泥燃料化施設

令和 6 年 10 月 1 日に供用を開始した「大分市下水汚泥燃料化施設」は、市民の生活や経済活動に伴い発生する下水汚泥をバイオマス資源として有効活用し、固形燃料固形燃料を製造する施設であり、循環型社会の形成と地球温暖化の防止に貢献しています。



大分市下水汚泥燃料化施設

### ⑴施設の特徴

・県内 9 自治体の連携による「広域化・共同化」

大分市、別府市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、国東市及び日出町の計 9 自治体から下水汚泥を集約し、これまで処分先やコストが課題となっていた下水汚泥を一括処理することで、長期にわたる安定的な処分先の確保と効率的な運用体制を実現しています。

・温室効果ガス（$CO_2$）の排出削減

計画処理量年間 29,600 トン（1 日当たり 90 トン）の下水汚泥から、約 8,250 トンの固形燃料を製造します。製造された燃料は、市内の発電施設等において石炭等の代替燃料として利用されることにより、年間約 2,880 トンの温室効果ガス（$CO_2$）排出削減を見込んでいます。

・高品質な燃料を生む「造粒乾燥方式」

地域によって含水率や性質が異なる下水汚泥からでも、均一なペレットを成型することが可能で、一般的な石炭の約 3 分の 2 に相当する高い発熱量を有した燃料を製造することができます。



下水汚泥から製造した固形燃料

### ⑵施設概要

事　　業　　名：大分市下水汚泥燃料化事業
事 業 方 式：DBO 方式（設計・建設から維持管理・運営まで一括委託）
設計・施工：日鉄・梅林特定建設工事共同企業体
維持管理・運営：大分ジェイコンビシステム株式会社
設 置 場 所：大在水資源再生センター内（大分市大字志村 2500 番地の 1）

# 第２節　気候変動の適応策に取り組みます

## ●クーリングシェルター及び涼みどころの指定

大分市では、令和６年４月に施行された改正気候変動適応法に基づき、危険な暑さから身を守るための場所として、公共施設や民間施設の一部を「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」として指定しています。

また、市独自の取組として、暑さをしのぎ涼しく快適に一時休憩できる施設を「涼みどころ」に指定し、市民の熱中症による健康被害の防止に努めています。

指定施設は、市ホームページ等で公開しており、令和７年度末現在の指定状況は、「クーリングシェルター」が41か所、「涼みどころ」が86か所となっています。

なお、市民の生命と健康を守る趣旨に賛同し、両施設の指定に協力していただける民間施設を随時募集しています。

| | |
|---|---|
| クーリングシェルター | 熱中症による健康被害を防止するため、熱中症特別警戒アラート発表時に、あらかじめ指定された日時において開放される施設。 |
| 涼みどころ | 暑さをしのぎ涼しく快適に一時休憩できる場所として、熱中症特別警戒アラートや熱中症警戒アラートの発表時に、通常の開館（営業）日・時間帯において開放される施設。 |



指定施設に掲示するのぼり旗

## ●熱中症予防に係る広報・啓発

夏季における熱中症による健康被害を最小限に抑えるため、市民一人ひとりの予防意識の向上を目的に、様々な情報発信や啓発を行っています。

### ⑴「大分市防災メール」等を活用した広報

環境省・気象庁から発表される熱中症警戒アラート等の発表時には、大分市防災メールを通じて「熱中症警戒情報」を登録者へ自動配信しているほか、市ホームページで熱中症の初期症状や高齢者・乳幼児などの要配慮者への注意点といった基本的な知識の周知を図っています。

### ⑵「スポーツ活動・イベント等における熱中症対策の手引き」の作成

夏季に開催されるスポーツ活動や各種イベントでの事故防止を目的に、国の熱中症環境保健マニュアル等を踏まえて作成した市独自の手引きの周知を図り、暑さ指数（WBGT）の計測や水分・塩分の補給など、主催者が遵守すべき基本的な予防対策の啓発に取り組んでいます。

**●雨水貯留施設設置補助事業**

都市の保水力を高め、また、雨水を庭木の散水や災害時の初期消火などに有効活用できるよう、市民が雨水貯留施設を設置する場合、費用の一部を助成しています。

制度の概要や実績については、次の表のとおりです。

| | |
|---|---|
| 対象施設 | 以下の条件をすべて満たすもの<br>・雨どいに接続し、屋根の雨水を貯留する施設<br>・貯留容量が 100 リットル以上<br>・設置から 5 年以上使用できるもの　など |
| 補助金額 | 対象経費の 2 分の 1 に相当する額<br>上限：雨水貯留タンク 25,000 円<br>浄化槽転用施設 50,000 円<br>※1,000 円未満の端数切捨 |
| 設置実績 | 2021(R3)年度　30 件<br>2022(R4)年度　29 件<br>2023(R5)年度　26 件<br>2024(R6)年度　19 件<br>2025(R7)年度　22 件<br>補助累計　989 件 |



雨水貯留施設

**●再生水利用事業**

**⑴アメニティ下水道事業**

下水再生水を修景用水として有効活用することにより、汚濁が進んだ府内城のお堀の水質を改善し、市民生活をより快適なもの(アメニティ)にすることを目的として、1985(昭和 60)年度、国土交通省(旧建設省)から「アメニティ下水道モデル事業」の指定を受け、「フレッシュアップ府内城事業」に取り組みました。

事業では、弁天水資源再生センター(終末処理場)内にオゾン処理等の施設を設置するとともに、お堀までの約 2 ㎞に導水管を敷設して、高度処理した再生水を安定的に送水（最大能力 6,000 ㎥/日）しています。この結果、お堀の水質は改善し、市民の憩いの場となっています。



府内城のお堀の様子

**⑵トイレの水洗用水としての利用**

堀水（修景用水）以外の利用として、市役所第 2 庁舎と市保健所庁舎では高度処理した再生水をトイレの水洗用水として利用しています。2025（令和 7）年度の利用実績は 5,791 ㎥でした。

**⑶散水用水や冷却用水としての利用**

高度処理した再生水を樹木や道路清掃等の散水に利用できるよう、2006（平成 18）年度より弁天水資源再生センターに下水再生水供給施設を整備し、事業者等に提供しています。2025（令和 7）年度の利用実績は 2,487 ㎥でした。

また、高度処理していない通常の下水処理水については、冷却用水や汚水管清掃等の用途として市内すべての水資源再生センターで事業者等に提供しています。2025（令和 7）年度の利用実績は 7,261 ㎥でした。

# 第３節　事業者等と連携した取組を推進します

**●水素エネルギー導入推進事業**

本市では利用時にＣＯ₂や大気汚染物質を排出しないエネルギーとして期待されている水素エネルギーの導入を目指しています。水素の利活用はＣＯ₂排出量の低減のみならず、市域の産業振興に資することが期待されています。

**⑴大分市水素利活用計画**

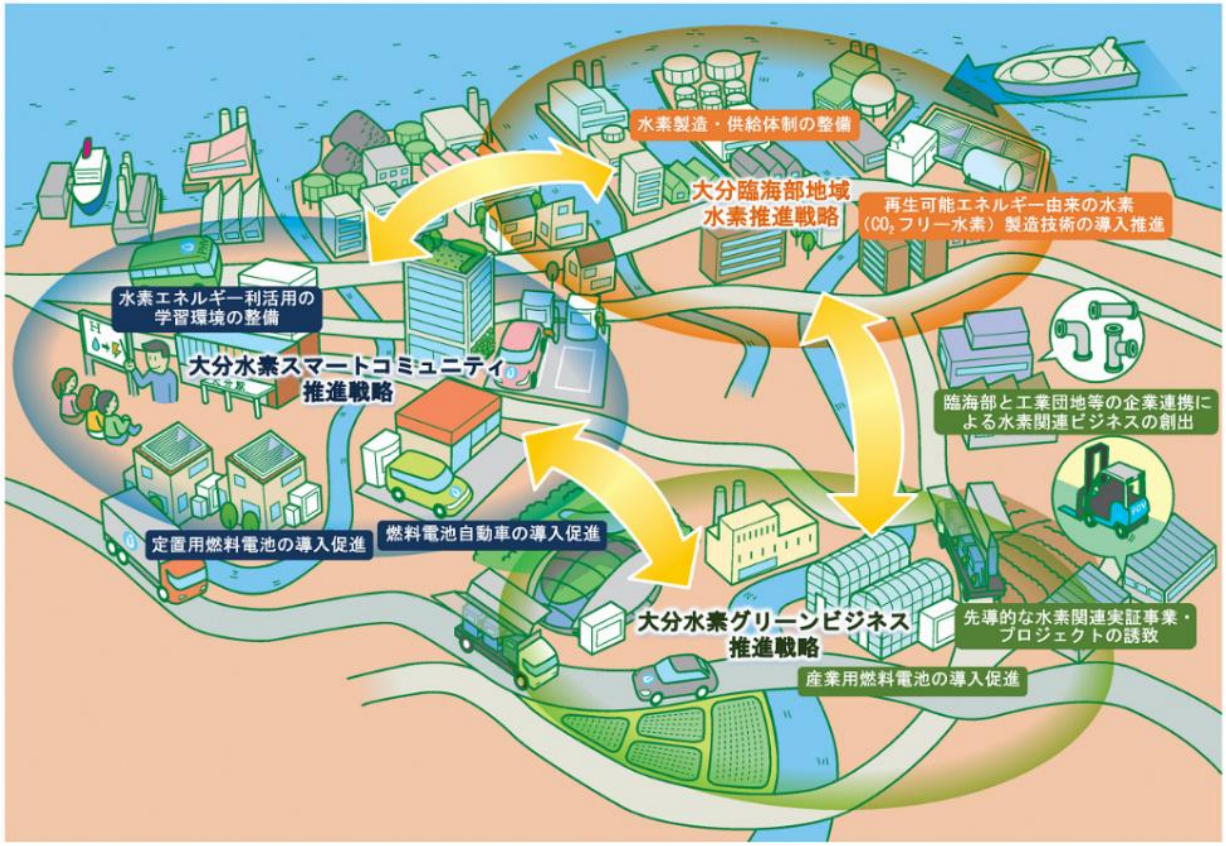
2017（平成 29）年 9 月に本市の目指すべき水素社会の将来像や施策を整理し、各主体が計画的、総合的に取り組むための基本となる「大分市水素利活用計画」を策定しました。計画では、本市における水素利活用の優位性を踏まえて、3 つの水素戦略を掲げています。

また、学識経験者や関係事業者等からなる「大分市水素利活用協議会」で施策の進行管理、調査、啓発等を行っています。（資料編Ｐ115 資 8-5～Ｐ116 資 8-6 参照）

３つの水素戦略

| | |
|---|---|
| 1 | 大分臨海部地域水素推進戦略 |
| 2 | 大分水素スマートコミュニティ推進戦略 |
| 3 | 大分水素グリーンビジネス推進戦略 |

水素利活用の将来像



**⑵業務用燃料電池の設置**

水素エネルギー導入の率先取組の一つとして、2020（令和 2）年 3 月に市役所本庁舎と市立碩田学園に業務用燃料電池システムを導入しました。

業務用燃料電池は、都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させることで発電を行い、その際に発生する熱を用いて給湯するシステムで、省エネやＣＯ$_2$排出量の削減に繋げることができます。また、地震等の災害時にも活躍できる分散型電源としての役割も期待されています。



市役所本庁舎の業務用燃料電池



市立碩田学園の業務用燃料電池

**●大分市中小企業者設備投資補助金（脱炭素化促進枠）**

市内の中小企業が生産加工の工程上で省エネルギー化を図るために行う設備投資に係る費用の一部を補助します。

制度の概要は次のとおりです。

| | |
|---|---|
| 対象事業者 | 以下の要件を満たす中小企業者（個人事業主を含む）<br>・大分市内に事業所を有すること<br>・創業から 12 か月を経過していること<br>・市税を完納していること<br>・財務状況が著しく悪くないこと<br>・小規模企業者に該当しないこと |
| 補助対象経費 | 経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（(III) 設備単位型)」の対象設備として、経済産業省が指定する団体（一般社団法人環境共創イニシアチブ）が当該団体のホームページ等で公表する設備等のうち、生産事業（生産・加工）の工程上必要な設備の購入等に要する経費 |
| 補助率等 | 2 分の 1（上限 300 万円） |

# 第６章

## みんなで環境保全に取り組むまち

## （環境教育・連携）

第１節　　環境教育・環境学習に取り組みます

第２節　　市民・事業者・ＮＰＯ等と連携した取組を推進します

# 第１節　環境教育・環境学習に取り組みます

## ●大分市環境展、環境ポスター展

### ⑴大分市環境展

６月の環境月間中に「大分市環境展」や「環境ポスター展」を開催して、市民一人ひとりの環境保全に関する理解の促進と意識の高揚を図っています。

| | |
|---|---|
| 開催日 | 2025(R7)年６月７日 |
| 場　所 | ガレリア竹町ドーム広場 |
| 内　容 | ・大分市環境ポスター展表彰式及び展示<br>・エコグッズの展示、作製<br>・大分に生息している生物の展示<br>・環境科学実験の実演<br>・生ごみ処理容器（コンポスト等）の展示<br>・汚泥リサイクル肥料の無料配布<br>・緑のカーテンの苗やトイレットペーパー(再生紙)等と交換できるスタンプラリーの実施<br>・燃料電池自動車の展示<br>・ステージイベント　等 |



環境展の会場全景



燃料電池自動車の展示

### ⑵大分市環境ポスター展

市内の小中学生と姉妹都市・友好都市等の小中学生から、環境問題をテーマとしたポスターを募集し、応募作品の展示を通じて多くの市民に環境保全の大切さについて啓発を行いました。

| | |
|---|---|
| 開催日 | 2025(R7)年６月14日～６月26日 |
| 場　所 | J:COM ホルトホール大分１階<br>エントランスホール |
| 応募数 | 265点（武漢市28点、広州市21点を含む） |
| 内　容 | 応募作品の展示、受賞作品の表彰式 |



環境ポスターの展示

**●環境教育副読本**

本市では、環境と市民生活との関わりや身近な環境問題に関する理解を深めるために小学生の環境教育に取り組んでいます。

毎年、小学 4～6 年生向けに、写真やイラスト等を用いて本市の環境保全についてわかりやすく紹介した「環境教育副読本」を、デジタルデータとして市内すべての小学校に配布し、環境教育に活用しています。



環境教育副読本

**●環境ブックの読み聞かせ運動**

2025（令和 7）年 6 月 1 日～30 日の期間に、子ども自らが環境問題に関心を持ち、学習し、将来にわたって環境問題について考えるきっかけづくりを目的として、市民図書館等に環境関連図書を集めたコーナーを 95 箇所設置しました。

また、市内の幼児、児童、小学生を対象に、74 団体が環境ブックの読み聞かせ運動を 1,457 回実施し、参加者は延べ 39,365 人でした。


環境ブックの読み聞かせ

**●エコチャレンジ日誌**

2025（令和 7）年 12 月に、「やってみよう！エコチャレンジ！」の取組として小学生、中学生を対象に、自宅における節電、節水などの省エネ行動（エコチャレンジ）の実施及びエコチャレンジ日誌の作成を呼びかけました。

参加者の約 60%から日誌の提出があり、期間中の二酸化炭素の削減量は、全体で約 22ｔでした。

**⑴実施期間**

◇小学 1～4 年生　　2025（令和 7）年 12 月 3 日

◇小学 5・6 年生、中学生　　2025（令和 7）年 12 月 1 日～12 月 7 日

**⑵実施結果**

①エコチャレンジ日誌提出率

◇小学 1～4 年生　　61.8%（9,571 人/ 15,495 人）

◇小学 5・6 年生　　51.4%（4,139 人/　8,047 人）

◇中学生　　64.7%（8,186 人/ 12,657 人）

②チャレンジ結果から算定した一週間の二酸化炭素の削減量

◇小学 5・6 年生　　7,567kg

◇中学生　　15,207kg

## ●エコスクールの整備促進

### ⑴概要

地球規模の環境問題に対応するため、学校においても、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設（エコスクール）を整備するとともに、未来を担う子どもたちが環境問題を身近に感じられるよう工夫を凝らすことが重要となっています。

このため、本市の小中学校の施設を改築又は新増築する際は、次の 3 つの事項に留意した施設整備に努めています。

①施設面・・・やさしく造る
- ◇学習空間・生活空間として健康で快適である
- ◇環境への負荷を低減させる

②運営面・・・賢く・永く使う
- ◇耐久性やフレキシビリティに配慮する
- ◇自然エネルギーを有効活用する
- ◇無駄なく、効率よく使う

③教育面・・・学習に資する
- ◇環境教育に活用する

### ⑵具体的方法

①太陽光発電型
- ◇屋上・屋根等に太陽光発電パネルを設置し、発電した電力を活用する。また、太陽光発電システムの表示パネルの設置により省エネ効果を可視化する。（資料編Ｐ119 資 8-10 参照）

②省エネルギー・省資源型
- ◇省エネ型設備・・・・省エネルギー型の照明器具等の導入を図る。
- ◇雨水利用・・・・・・建物の屋根から集めた雨水を貯水槽に貯め、校庭の散水等への利用を図る。

③自然共生型
- ◇建物緑化・・・・・・屋上の緑化等を行うことで自然との共生を考慮した施設とする。

④木材利用型
- ◇地域材等の利用・・・地域材の利用などにより内外装を木質化することで健康で快適な学習・生活空間の実現を図る。



坂ノ市小学校に設置されている太陽光発電パネル



坂ノ市小学校に設置されている屋上緑化

**⑶現在までの整備状況**

エコスクールとしての整備を行い、国の「エコスクールパイロット・モデル事業（平成 9～28 年度）」及び「エコスクール・プラス（平成 29 年度～）」の認定校として指定を受けている小中学校及び義務教育学校は表のとおりです。

エコスクールパイロット・モデル事業の認定校一覧

| 認定年度 | 学校名 | 事業内容 |
|---|---|---|
| 2003(H15) | 大在西小学校 | 新築　[2004(H16)年度完成] |
| 2005(H17) | 王子中学校 | 体育館改築　[2005(H17)年度完成] |
| 2006(H18) | 上野ヶ丘中学校 | 校舎改築　[2007(H19)年度完成] |
| | 神崎中学校 | 校舎改築　[2007(H19)年度完成] |
| 2007(H19) | 松岡小学校 | 校舎増築　[2008(H20)年度完成] |
| 2008(H20) | 佐賀関小学校 | 体育館改築　[2008(H20)年度完成] |
| | 佐賀関中学校 | 体育館改築　[2008(H20)年度完成] |
| 2009(H21) | 大在中学校 | 校舎増築　[2010(H22)年度完成] |
| 2010(H22) | 大道小学校 | 校舎改築　[2011(H23)年度完成] |
| | 坂ノ市小学校 | 校舎改築　[2011(H23)年度完成] |
| | 滝尾中学校 | 校舎増築　[2011(H23)年度完成] |
| 2011(H23) | (旧)荷揚町小学校 | 体育館改築　[2011(H23)年度完成] |
| | 南大分小学校 | 校舎･体育館改築　[2012(H24)年度完成] |
| 2012(H24) | 春日町小学校 | 校舎改築　[2013(H25)年度完成] |
| 2013(H25) | 鶴崎小学校 | 校舎改築　[2014(H26)年度完成] |
| 2014(H26) | 敷戸小学校はばたき分校 | 新築　[2014(H26)年度完成] |
| | 植田東中学校はばたき分校 | 新築　[2014(H26)年度完成] |
| | 大在小学校 | 校舎改築　[2015(H27)年度完成] |
| 2015(H27) | 碩田学園 | 新築　[2016(H28)年度完成] |

エコスクール・プラスの認定校一覧

| 認定年度 | 学校名 | 事業内容 |
|---|---|---|
| 2022(R4) | 大在東小学校 | 新築　[2023(R5)年度完成] |

**●環境に関する各種の教室・講座**

環境や自然に関する教室・講座を各地区公民館やのつはる少年自然の家で開催し、学習や体験活動を通じて身の回りの環境や自然について、理解を深める機会としています。

2025（令和 7）年度は、「自然ウォッチング」や「自然体験学習会」、環境問題やリサイクル等の学習会を 95 回開催しました。このうち、のつはる少年自然の家では、自然に親しみ、人と自然との豊かなふれあいを学ぶことを目的として、松ぼっくりや竹、ラベンダー等、自然の素材を用いた工作活動やファミリーキャンプ、星空観察会等を 9 回開催しました。



ラベンダー摘み取り体験
（のつはる少年自然の家）

**●地球温暖化対策出前授業**

環境保全に対する子どもたちの意識の高揚を図るために、「地球温暖化対策おおいた市民会議」と共同で「地球温暖化対策出前授業」を開催しています。

2025（令和 7）年度は、小学校 10 校、中学校 1 校において、「地球温暖化対策おおいた市民会議」の委員や本市職員が講師となり、「大分市地球温暖化対策ガイドブック」を使って「温暖化の仕組み」や「市民一人ひとりの取組の大切さ」について講義を行いました。



地球温暖化対策出前授業

**●「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」などによる啓発活動**

市民への啓発活動の一環として、本市職員が講師となり、ごみ減量・リサイクルの推進に関する各種施策の紹介等を行う「ごみ減量・リサイクル推進懇談会」や「まちづくり出張教室」を開催しています。

2025（令和 7）年度は、正しい分別と生ごみの減量・食品ロスの削減を推進するため、参加者に啓発資料を通じて、「４Ｒ運動」や「３きり運動」の実践を呼びかけました。また、紙製水きり袋などの各種啓発物品を参加者へ配布しました。



ごみ減量・リサイクル推進懇談会

| | |
|---|---|
| ごみ減量･リサイクル推進懇談会 | 26 回　出席者 763 人 |
| まちづくり出張教室 | 2 回　出席者 114 人 |

**●大分エコライフプラザでの啓発**

本施設では、４Ｒに関する「展示・学習コーナー」や「エコライブラリー」を利用することで環境について学ぶことができるほか、定期的に開催している体験教室などに参加することで気軽に４Ｒに取り組むことができます。

施設の利用状況

| 利用区分＼年度 | 2021(R3) | 2022(R4) | 2023(R5) | 2024(R6) | 2025(R7) |
|---|---|---|---|---|---|
| 児童・生徒など | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| 体験教室 | 77 | 79 | 187 | 257 | 330 |
| その他 | 11,257 | 10,846 | 12,815 | 17,459 | 17,991 |
| 合計 | 11,334 | 10,925 | 13,008 | 17,716 | 18,321 |

**●公共交通や自転車の利用促進に向けた取組（モビリティ・マネジメント）**

本市では、過度に自動車を利用せず公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態に変化することを促す「モビリティ・マネジメント」の取組の一連として、公共交通や自転車の利用促進に取り組んでいます。

公共交通の利用促進では、バスの乗り方等を学ぶ「エコ交通まちづくり教室」の実施や、バスや鉄道に関するウェブサービスや割引サービスを掲載した「公共交通情報ナビ」による情報発信、サイクルアンドバスライドなどの取組を行っています。

自転車の利用促進では、駐輪場や自転車通行空間など自転車の利用環境の整備を行うとともに、自転車の貸出を行う「レンタサイクル事業」や「シェアサイクル事業」を実施しています。

主な取組の実施状況は次のとおりです。

**⑴エコ交通まちづくり教室**

市内の小学校を対象に、バスなどの公共交通の利用が二酸化炭素等の温室効果ガス排出の抑制につながることを学ぶ講座とともにバスの乗り方を学ぶ乗車体験を実施し、公共交通を身近に感じてもらうことで日常生活での自発的な利用を促します。

エコ交通まちづくり教室実施状況

| 年度 | 2021（R3） | 2022（R4） | 2023（R5） | 2024（R6） | 2025（R7） |
|---|---|---|---|---|---|
| 実施数（校） | 1 | 4 | 7 | 6 | 6 |
| 参加児童数（人） | 78 | 329 | 423 | 513 | 445 |



エコ交通まちづくり教室

### ⑵大分市レンタサイクル事業

市民の交通利便性を高めるとともに、中心市街地における自動車交通量の削減、交通機関との連携、放置自転車対策、さらには観光振興に寄与するため、レンタサイクル事業を実施しています。

「大分市レンタサイクル条例」に基づきレンタサイクルポートを大分駅高架下東駐輪場内に設置し、自転車 50 台の貸し出しを行っています。

【大分駅レンタサイクルポート】

場　　所：大分市要町 115 番（大分駅高架下東駐輪場内）
開場時間：午前 7 時 30 分～午後 7 時 30 分（年中無休）
対 象 者：中学生以上の方



レンタサイクルポート

レンタサイクル利用状況

| 年度 | 2021（R3） | 2022（R4） | 2023（R5） | 2024（R6） | 2025（R7） |
|---|---|---|---|---|---|
| 登録者数（人） | 1,786 | 1,730 | 1,662 | 1,654 | 1,531 |
| 延貸出台数（台） | 10,944 | 13,603 | 12,857 | 15,404 | 16,625 |

### ⑶シェアサイクル普及促進事業（おおいたサイクルシェア）

2018（平成 30）年 10 月から実証実験として「シェアサイクル普及促進事業」を実施しています。これは、市内の各所に設置したポートにおいて、24 時間いつでも電動アシスト自転車の貸出・返却をすることができ、新たな交通手段の普及促進を目指すものです。

これまでの実証実験では、登録者数や利用回数が年々増加し、多くの市民にとって身近な移動手段として定着したことが確認されました。この事業効果を踏まえ、今後は本格実施へと移行します。



シェアサイクルポート
（トヨタカローラ大分 祝祭の広場）

| | |
|---|---|
| ポート数 | 90 箇所 |
| 自転車台数 | 310 台 |

### ●環境白書の公表

本市では、大分市環境基本条例に基づいて、毎年度「環境白書」を作成し、環境の現状や「大分市環境基本計画」の各種施策の進捗状況などを公表し、市民の環境に関する理解を促進することとしています。「環境白書」は市ホームページ等で閲覧することができます。

# 第２節　市民･事業者･ＮＰＯ等との連携した取組を推進します

**●地球温暖化対策おおいた市民会議**

市民、事業者、行政から構成される「地球温暖化対策おおいた市民会議」は、本市の地球温暖化防止の取組の推進母体として、温室効果ガス削減に向けた身近な対策を提起し、様々な市民運動を推進しています。

2025（令和 7）年度は 7 回の会議を開催し、「第 3 期大分市地球温暖化対策実行計画」の進捗を協議したほか、「大分市地球温暖化対策ガイドブック」の改訂、「節電キャンペーン(夏･冬)」、「地球温暖化対策講座」、「地球温暖化対策出前授業」などの活動を展開しました。

**●環境保全活動団体のネットワーク事業**

本市では環境保全活動団体の登録と、団体のネットワーク化を推進しており、各種団体の活動推進のために、「大分市環境保全活動団体活動支援補助金」を交付しています。

2025（令和 7）年度は 9 団体に補助金を交付しました。

**●「大分市人材バンク」の充実**

幅広い知識や経験を有するＮＰＯ法人・市民活動団体やボランティアグループ、生涯学習指導者の活動状況を「大分市人材バンク」に集約し、本市のホームページで情報提供を行っています。

**●武漢市との環境保全、ごみ減量等に関する国際交流・協力事業**

武漢市と大分市は、1979(昭和 54)年以来、友好都市として文化、教育、環境、農業など、幅広い分野で様々な交流を重ね、相互交流を深めながら親密な互恵関係を築いてきました。

環境分野の交流・協力では、2017（平成 29）年 7 月に大気汚染や水質汚濁などの防止を目的とした「環境保全に関する交流覚書」と、家庭から排出されるごみの減量･リサイクルの推進を目的とした「循環型社会の形成に関する交流覚書」をそれぞれ締結しました。

これらの覚書に基づき、両市は、環境課題を共有し環境汚染や廃棄物にかかる法制度や取組事例等の意見交換を行い、その成果をそれぞれの都市の環境保全施策の推進に活用しています。



環境保全に関する交流覚書の締結式
［2017 武漢市環境保護局にて］

**●こどもエコクラブ事業**

こどもエコクラブは、幼児（3 歳）から高校生まで、誰でも参加できる環境活動のクラブで、2026（令和 8）年 3 月 31 日現在、8 クラブが登録されています。

子ども 1 人以上（メンバー）と活動を支える 1 人以上の大人（サポーター）がいれば、いつでもクラブをつくって「こどもエコクラブ全国事務局」に登録することができます。

登録した各クラブは、地域に適した環境保全活動（自然観察、ごみ拾い、リサイクル等）を通じて、自然を大切に思う心を養い、環境問題解決について自ら考え行動し、地域でその輪を広げています。

また、登録したクラブには、活動に必要なパンフレット等が配布され、賠償責任保険による活動支援などの特典があります。

**●大分市環境保全活動功労団体表彰**

市民団体による環境保全活動を推進するため、「大分市環境保全活動功労団体表彰制度」に基づき、特に顕著な環境保全活動を行っている団体を表彰しています。

2025（令和 7）年度は、NPO 法人みどりの森プロジェクト、大分市キャンプ協会の 2 団体を表彰しました。



環境保全活動功労団体の表彰

# （巻末）用語の解説

**P12　ＺＥＢ**

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている建築物のこと。

**P12　ＢＥＭＳ**

Building Energy Management System（ビルエネルギーマネジメントシステム）の略称。ビルで使用するエネルギーの管理を効率的に行うために、コンピュータによる情報処理機能を利用し、一元的な管理を行うためのシステム。

**P12　ＦＥＭＳ**

Factory Energy Management System の略称。工場における生産設備のエネルギー使用状況・稼働状況を把握し、エネルギー使用の合理化及び工場設備・機器のトータルライフサイクル管理の最適化を図るためのシステムのこと。

**P16　間伐**

隣り合った樹木の葉が互いに接し、立木間の競争が生じはじめた森林において、立木の利用価値の向上と森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、樹木の密度調整を目的とした伐採のこと。

**P18　里山**

薪や落葉、きのこや山菜の採取など、住民の生活と密接に関わってきた集落の近くに広がる身近な山林などをいう。

**P18　大分市自然環境調査報告書**

本市の保全すべき自然環境の種類、生物の生育・生息場所、価値などを明らかにし、優れた自然環境を保全していくための指針として活用することを目的に作成された報告書。

**P23　おおいた産給（サンキュー）の日**

平成 24 年に市内産農水産物を使用した給食の日の応募作品から選ばれた名称。学校給食地産地消推進事業の一環として、毎月 19 日の「食育の日」の前後を「おおいた産給（サンキュー）の日」として設定し、学校給食への地元産食材の利用を進めている。

**P36　テレメータシステム**

一般環境や工場に設置された自動測定器により測定した大気汚染物質の濃度データを、中央監視センターに送信し、得られたデータを常時、集中管理するシステム。一般の大気環境を監視するものと工場のばい煙を監視するものの 2 種類がある。

**P36　有害大気汚染物質**

継続的に摂取される場合に人の健康を損なう恐れがある物質で、大気の汚染の原因となるもの（ばい煙及び特定粉じんを除く）。「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」として 248 物質、その中で特に健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」として 23 物質が選定されている。優先取組物質のうち、ベンゼン等 5 物質については環境基準が、塩化ビニルモノマー等 11 物質については指針値が定められている。

**P36　降下ばいじん**

大気中を浮遊する粒子のうち、重量や雨などによって比較的短時間に地上に降下するばいじん、粉じん、その他の粒子の総称。デポジットゲージと呼ばれる捕集容器を学校の屋上等に 1 か月間設置し、雨水と共に採取を行う。環境基準等は定められていないが、大分市では、10t/㎢/月の目安値を設定している。

**P37　環境基準**

環境基本法に基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもの。

**P41　位相差顕微鏡**

光を透過しやすい粒子などの検鏡では、それぞれの成分が異なる屈折率を有していることを利用して可視化、観察する顕微鏡。

**P42　ばい煙**

物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん(いわゆるスス)、及び窒素酸化物等の大気汚染物質の総称。

**P42　ばい煙発生施設**

工場又は事業場に設置されている施設で、ばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となる施設で、一定規模以上のもの。ボイラーや廃棄物焼却炉等がある。

**P42　粉じん**

鉱物や土石の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質。このうち、人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質を特定粉じんという。現在、石綿（アスベスト）が指定されている。また、特定粉じん以外の粉じんを一般粉じんという。

**P42　一般粉じん発生施設**

工場又は事業場に設置されている、一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させる施設で、一定規模以上のもの。堆積場やベルトコンベア等がある。

**P42　揮発性有機化合物（ＶＯＣ：Volatile Organic Compounds）**

トルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。主に、塗料、インキ、溶剤（シンナー等）などに含まれるほかガソリン等に含まれている。

**P42　揮発性有機化合物排出施設**

工場又は事業場に設置される施設で、揮発性有機化合物を排出するもののうち、大気の汚染の原因となり、排出量が多いためにその規制を行うことが必要なもの。塗装施設やガソリン等の貯蔵タンク（密閉式を除く）などがある。

**P45　幹線交通を担う道路**

高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道のこと。

**P46　特定建設作業**

建設工事のうち、くい打ち機やさく岩機等を使用することで著しい騒音・振動を発生する作業。騒音規制法、振動規制法、大分市騒音防止条例で作業の名称が定められている。

**P45　面的評価**

幹線交通を担う道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度達成しているかを示す道路交通騒音の評価方法。道路から両側50ｍの範囲にあるすべての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準に適合している戸数の割合で評価する。

**P47　公共用水域**

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続するかんがい用水路等のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道等を除いたもの。

**P48　生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ：Biochemical Oxygen Demand）**

水中の有機物が微生物によって分解されるときに消費される酸素の量(mg/ℓ)。河川や事業場排水の代表的な汚濁指標であり、ＢＯＤの数値が大きいほど水質が汚濁していることを示す。

**P48　化学的酸素要求量（ＣＯＤ：Chemical Oxygen Demand）**

水中の有機物を分解（酸化）するために必要な酸化剤の量を酸素の量(mg/ℓ)に換算したもの。海域、湖沼、事業場排水の代表的な汚濁指標であり、ＣＯＤの数値が大きいほど水質が汚濁していることを示す。

**P48　溶存酸素量（ＤＯ：Dissolved Oxygen）**

水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠な、水中に溶けている酸素の量(mg/ℓ)。汚濁度（例えばＢＯＤなど）の高い水では消費される酸素の量が多いため溶存酸素量は少なくなる。

**P48　水素イオン濃度指数（ｐＨ：potential of Hydrogen 又は power of Hydrogen）**

水の酸性、アルカリ性の程度を表す指標。ｐＨ=7は中性、ｐＨ<7は酸性、ｐＨ>7はアルカリ性である。通常の河川水は7前後、海域は8前後である。

**P48　75%水質値**

測定データをその値の小さいものから順に並べ、0.75×ｎ（ｎはデータの個数）番目（端数切り上げ）にくるデータのこと。河川のＢＯＤ、海域・湖沼のＣＯＤについて、環境基準値と比較して水質を評価する場合に用いられる。

**P49　トリハロメタン**

クロロホルム、ブロモジクロロメタン等の有機ハロゲン化合物の総称。浄水処理過程において、水道原水中のフミン質等の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成される。

**P52　窒素含有量・燐含有量**

湖沼等の閉鎖性水域において富栄養化の原因となる窒素及び燐を含む化合物の量。富栄養化は植物プランクトンの増殖を引き起こし、赤潮やアオコの原因となる。

**P52　浮遊物質量（ＳＳ：Suspended Solids）**

水中に浮遊している懸濁成分の量(mg/ℓ)。主なものはプランクトン、生物の死骸、泥粒等であり、ＳＳの数値が大きいほど水の濁りが多いことを示す。

**P53　PFOS及びPFOA(PFOS:ペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOA:ペルフルオロオクタン酸)**

撥水性、撥油性、熱や薬品に対する安定性があることから、泡消火剤や表面処理剤、撥水コーティング剤等に広く使用されてきた有機フッ素化合物。一方で、難分解性で蓄積性があり、人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれがあることから、「要監視項目」に位置付けられている。

**P53　要監視項目**

公共用水域等における検出状況からみて、直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとされた化学物質。「人の健康の保護に係る項目」と「水生生物の保全に係る項目」がある。

**P69　農業生産工程管理（ＧＡＰ：Good Agricultural Practice）**

農業における、食品安全や環境保全、農作業安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。農業者がGAPの認証を取得することで、農業活動の改善やより良い経営につながることが期待される。

**P75　Ｖ２Ｈ**

Vehicle to HOME の略称。電気自動車(EV)・プラグインハイブリッド自動車(PHV)への充電、並びにEV・PHV から施設へ放電(給電)ができる装置。放電(給電)機能は災害等による停電時のレジリエンスを向上する。

**P77　自治会はざま防犯灯**

道路に隣接する住居の存しない区間が100 メートル以上あり、かつ、当該区間の両端の住居が異なる自治会の区域に属することとなる道路の区間を照明するための防犯灯。

**P77　グリーンスローモビリティ（低速電動モビリティ）**

時速20 ㎞未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス。

**P78　燃料電池自動車**

燃料電池を搭載し、燃料を直接電気エネルギーに変換して、電気によって駆動される自動車のこと。水素と酸素の化学反応によって生じるエネルギーを利用する方法が主になっている。

**P81　修景用水**

景観維持を主たる目的としており、人間が触れることを前提としていない用途に用いる水。

**P82　スマートコミュニティ**

環境に優しい再生可能エネルギーを最大限活用し、蓄電池や IT 制御技術により、電力や熱など最適なエネルギーの需給バランスを図る仕組みを兼ね備えた街や地域の総称。

**P94　こどもエコクラブ**

こどもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が全国の小中学生に呼び掛けて募集登録している「子どもたちの、子どもたちによる、子どもたちのための環境活動」を行うクラブのこと。